

**第6期 米原市障がい福祉計画
第2期 米原市障がい児福祉計画**

令和3年（2021年）3月



目 次

第1章 計画の概要

| | |
|-------------------------------|---|
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| (1) 障害者自立支援法の制定と障害福祉計画の策定 | 1 |
| (2) 障害者自立支援法の改正 | 1 |
| (3) 障害者総合支援法への改正 | 2 |
| (4) 障害者総合支援法施行3年後の見直し | 2 |
| (5) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定 | 4 |
| 2 計画の性格と位置付け | 5 |
| 3 計画の期間 | 5 |
| 4 福祉圏域 | 5 |
| 5 サービスの体系 | 6 |

第2章 障がいのある人等の状況

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 人口の推移 | 7 |
| 2 障がいのある人の状況 | 8 |
| (1) 身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者） | 8 |
| (2) 知的障がいのある人（療育手帳所持者） | 11 |
| (3) 精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者） | 12 |
| (4) 難病患者等 | 14 |
| 3 障害支援区分 | 15 |
| 4 障害福祉サービス等支給決定者 | 15 |

第3章 サービス利用の状況

| | |
|------------------------|----|
| 1 障害福祉サービス | 17 |
| (1) 訪問系サービス | 18 |
| (2) 日中活動系サービス | 20 |
| (3) 居住系サービス | 27 |
| (4) 相談支援 | 31 |
| 2 地域生活支援事業 | 32 |
| (1) 理解促進研修・啓発事業 | 33 |
| (2) 自発的活動支援事業 | 33 |
| (3) 相談支援事業 | 33 |
| (4) 成年後見制度利用支援事業等 | 34 |
| (5) 意思疎通支援事業 | 34 |
| (6) 日常生活用具給付等事業 | 36 |
| (7) 移動支援事業 | 37 |
| (8) 地域活動支援センター | 37 |
| (9) 訪問入浴サービス事業 | 37 |
| (10) 日中一時支援事業 | 38 |
| (11) 社会参加支援事業 | 38 |
| (12) 地域生活支援促進事業 | 39 |
| 3 児童福祉法に基づく障がい児の支援について | 40 |
| (1) 児童発達支援 | 40 |
| (2) 医療型児童発達支援 | 40 |

| | |
|------------------------|---------------------|
| (3) 放課後等デイサービス……………41 | (5) 保育所等訪問支援……………42 |
| (4) 居宅訪問型児童発達支援……………41 | (6) 障害児相談支援……………42 |

第4章 計画の基本的な考え方

| | |
|---|---|
| 2 基本的な考え方 …………… | 43 |
| (1) 計画策定の基本的な考え方……………43 | (4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方……………44 |
| (2) サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方……………44 | |
| (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方……………44 | |
| 2 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の数値目標の成果 …………… | 45 |
| (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行……………45 | (3) 地域生活支援拠点等の整備……………46 |
| (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築……………46 | (4) 福祉施設から一般就労への移行等……………46 |
| | (5) 障がい児支援の提供体制の整備等……………47 |
| 3 本計画の成果目標 …………… | 49 |
| (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行……………50 | (4) 福祉施設から一般就労への移行等……………51 |
| (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築……………50 | (5) 障がい児支援の提供体制の整備等……………52 |
| (3) 地域生活支援拠点等の整備……………50 | (6) 相談支援体制の充実・強化等……………53 |
| | (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築……………53 |

第5章 サービス利用見込みと確保策

| | |
|----------------------------|--------------------------|
| 5-1 障害福祉サービス …………… | 55 |
| 1 訪問系サービス …………… | 55 |
| (1) サービスの見込み……………55 | (2) サービスの確保策……………55 |
| 2 日中活動系サービス …………… | 56 |
| (1) 生活介護……………56 | (6) 就労継続支援（B型）……………59 |
| (2) 自立訓練（機能訓練）……………57 | (7) 就労定着支援……………60 |
| (3) 自立訓練（生活訓練）……………57 | (8) 療養介護……………60 |
| (4) 就労移行支援……………58 | (9) 短期入所（ショートステイ）……………61 |
| (5) 就労継続支援（A型）……………58 | |
| 3 居住系サービス …………… | 62 |
| (1) 自立生活援助……………62 | (3) 施設入所支援……………63 |
| (2) 共同生活援助（グループホーム）……………62 | |
| 4 相談支援 …………… | 63 |

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 5-2 | 地域生活支援事業等 | 65 |
| 1 | 必須事業 | 66 |
| (1) | 理解促進研修・啓発事業 | 65 |
| (2) | 自発的活動支援事業 | 65 |
| (3) | 相談支援事業 | 66 |
| (4) | 成年後見制度利用支援事業等 | 66 |
| (5) | 意思疎通支援事業 | 67 |
| (6) | 重度障がい者日常生活用具給付等事業 | 68 |
| (7) | 移動支援事業 | 69 |
| (8) | 地域活動支援センター機能強化事業 | 69 |
| 2 | 任意事業 | 70 |
| (1) | 訪問入浴サービス事業 | 70 |
| (2) | 生活訓練等事業 | 70 |
| (3) | 日中一時支援事業 | 71 |
| (4) | 巡回支援専門員整備事業 | 71 |
| (5) | その他 | 72 |
| 3 | 地域生活支援促進事業 | 73 |
| 5-3 | 障がい児支援 | 74 |
| 1 | 障害児通所支援 | 74 |
| (1) | 児童発達支援 | 74 |
| (2) | 医療型児童発達支援 | 74 |
| (3) | 放課後等デイサービス | 75 |
| (4) | 居宅訪問型児童発達支援 | 76 |
| (5) | 保育所等訪問支援 | 76 |
| 2 | 障害児相談支援 | 77 |
| 3 | 障がい児の子ども・子育て支援等 | 77 |

第6章 米原市の独自施策

| | | |
|-----|--|----|
| 1 | 手と手をつなぐ 米原市手話言語条例に基づいた施策の推進 | 79 |
| (1) | 手と手をつなぐ 米原市手話言語条例 | 79 |
| (2) | 手と手をつなぐ 米原市手話言語 条例に関する施策の推進方針 | 79 |
| (3) | 手話施策推進会議 | 79 |
| (4) | 主な施策の内容 | 79 |
| 2 | 重症心身障がい児者への支援策 | 80 |
| (1) | 介護保険サービスと連携した重 症心身障がい児者レスパイト施設 の整備 | 80 |
| (2) | 重症心身障がい児者医療移送費補助 金交付事業 | 80 |
| 3 | その他 | 80 |
| (1) | 強度行動障がい者を受入れる生 活介護事業所への支援 | 80 |

◆計画の推進

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 米原市障がい者計画等審議会の実施 | 81 |
| 2 | PDCAサイクルの活用 | 81 |

◆資 料

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 計画の策定経過 | 82 |
| 2 | 米原市障がい者計画等審議会委員名簿 | 83 |

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 障害者自立支援法の制定と障害福祉計画の策定

障がいのある人の福祉サービスは、平成15年度から導入された支援費制度に代わり、平成18年4月からは障害者自立支援法が施行され、これに基づくサービスへと移行しました。

障害者自立支援法では、支援費制度の課題とされていた「制度の対象となっていない精神障がいのある人に対するサービスの遅れ」、「市町村間でのサービス格差」、「福祉施設や事業体系の見直しの必要性」、「地域生活や就労支援といった新たな課題への対応」および「制度の下での財源確保」などの諸問題を解決するとともに、障がいの種別に関わりなく、障がいのある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されることとなりました。

また、この法律において、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行いながら財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実していくため、市町村において3年を1期とした「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

(2) 障害者自立支援法の改正

平成22年12月、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて「障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）が公布されました。

<障害者自立支援法改正のポイント>

【利用者負担規定の見直し】

- ・現在、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化

【障がい者の範囲の見直し】

- ・発達障がいは精神障がいに含まれるものとして法律上に明記
- ・高次脳機能障がい対象となることについても通知等で明確化

【相談支援体制】

- ・地域における相談支援体制の強化を図るため基幹相談支援センターを市町村に設置できる
- ・自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠

【支給決定プロセスの見直し等】

- ・支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し
- ・サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大

【地域における自立した生活のための支援の充実】

- ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- ・重度の視覚障がい者の移動支援の個別給付化（同行援護の創設）

【障がい児支援の強化】平成24年4月1日施行

- ・児童デイサービスは児童福祉法に基づく児童発達支援または放課後等デイサービスとして実施

(3) 障害者総合支援法への改正

整備法による利用者負担の見直しや相談支援の充実、障害福祉サービスの見直し等を経て、平成25年度からは、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）として施行されました。

<障害者総合支援法改正のポイント>

【障がい者の範囲の拡大】

- ・「制度の谷間」を埋めるため、障がい者の範囲に難病患者等が加わる

【障害支援区分への見直し】

- ・「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めた

【重度訪問介護の対象者の拡大】

- ・重度訪問介護の対象として、重度の肢体不自由者だけでなく、重度の知的障がいのある人および精神障がいのある人を加える

【共同生活介護の共同生活援助への一元化】

- ・自立支援給付の共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が一元化

【地域移行支援の対象拡大】

- ・地域移行支援は、生活保護法の救護施設・更生施設、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の刑事施設、少年院法の少年院、更生保護事業法の更生保護施設等に収容されている障がいのある人も対象

【地域生活支援事業への追加】

- ・地域生活支援事業に、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業等が追加

障害者総合支援法の改正に伴う制度改正を踏まえ、第4期障がい福祉計画の策定に関し、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の見直しが行われました。

<第4期障がい福祉計画に係る基本指針の見直しのポイント>

【計画の作成プロセスに関する事項】

- ・P D C Aサイクルの導入（新規）

【成果目標に関する事項】

- ・福祉施設から地域生活への移行促進
- ・精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
- ・地域生活支援拠点等の整備（新規）
- ・福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

【その他】

- ・障がい児支援体制の整備（新規）

(4) 障害者総合支援法施行3年後の見直し

国の社会保障審議会において、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がまと

められ、これを踏まえて平成28年6月には障害者総合支援法、児童福祉法の改正法が公布されました。見直しの概要は次のとおりです。

＜障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）＞

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

- 1 障がい者の望む地域生活の支援
 - (1) 地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
 - (2) 就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
 - (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
 - (4) 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
 - 2 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
 - (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
 - (3) 医療的ケアを要する障がい児に対する支援
 - (4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）
 - 3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
 - (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
 - (3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化
- 施行期日：平成30年4月1日（2. (3)については公布の日（平成28年6月3日））

障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正に伴う制度改正等を踏まえ、これまでの基本指針を全部改正し、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の策定に係る基本指針として「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が告示されました。

＜第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画に係る基本指針のポイント＞

【基本指針の見直しの主なポイント】

- ・地域における生活の維持および継続の推進
- ・就労定着に向けた支援・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・発達障がい者支援の一層の充実

【成果目標】

- ①施設入所者の地域生活への移行
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
- ③地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行
- ⑤障がい児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

【その他の見直し】

- ・障がい者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・難病患者への一層の周知
- ・障がい者の芸術文化活動支援
- ・障がいを理由とする差別の解消の推進
- ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

なお、児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を整備し、サービスの円滑な実施を確保するため「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、第5期米原市障がい福祉計画と第1期米原市障がい児福祉計画を一体的に策定しました。

(5) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定

第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画の策定に係る基本指針として「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の見直しが行われています。主なポイントは次のとおりです。

＜第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る基本指針のポイント＞

①地域における生活の維持および継続の推進

- ・日中サービス支援型指定共同生活援助など常時の支援体制の確保による地域移行の推進

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を計画的に推進する観点から、精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加
- ・アルコール、薬物およびギャンブル等の依存症対策を推進することを基本指針に記載

③福祉施設から一般就労への移行

- ・就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価（就労移行支援の目標の明確化、就労継続支援A型・B型について成果目標を追加）
- ・就労定着支援の利用を促すため、利用者数を成果目標として追加
- ・農福連携の推進、大学在学中の就労移行支援の利用促進、高齢障がい者への支援等について記載

④「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・住民の主体的な地域づくりの仕組み作りや柔軟なサービスの確保、包括的な支援体制の構築

⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保

⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・児童発達支援センターの機能強化による地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進
- ・障がい児入所施設のケア単位の小規模化、18歳以降の支援について必要な協議が行われる体制整備
- ・保育、保健医療、教育等の関係機関との連携（空き教室の活用、難聴児支援の体制確保）
- ・重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の整備（短期入所等のニーズと支援体制の把握）

⑦相談支援体制の充実・強化等

- ・各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向け検討

⑧障がい者の社会参加を支える取組

- ・都道府県による障がい者の文化芸術活動支援センターの設置、広域的な支援センターの設置を推進
- ・読書バリアフリー法を踏まえた視覚障がい者等の読書環境の整備推進

⑨障害福祉サービス等の質の向上

- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための体制構築の成果目標を追加

⑩障がい福祉人材の確保

- ・研修の実施、多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等

なお、本市においては、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたり、単なるサービスの見込量と確保策を機械的に定めるだけの計画ではなく、障がい者計画の「ともにつな

がり ともに育ち・学び ともにすすむまち 米原」を基本理念に「地域共生社会」の実現を目指し、障がい者差別の解消と合理的配慮の提供、障がいのある人が安心して暮らすための成年後見制度の充実、さらには新型コロナウイルス感染症への対応などを念頭に置いて計画策定を進めます。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、国の基本指針を踏まえて策定しています。

また、本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定により策定した「米原市障がい者計画」のうち生活支援、雇用・就業、教育・療育・子育て支援等に関する分野の実施計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年です。

図表1-1 計画の期間

| 区 分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------------------|---------------------------|-------|-------|---------------------------|-------|-------|
| 米原市障がい福祉計画 米原市障がい児福祉計画 | 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 | | | 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 | | |
| <参考> 米原市障がい者計画 | 第3期米原市障がい者計画 | | | | | |
| <参考> 障害者基本計画（国） | | | | | | |
| <参考> 障害福祉計画（県） 障害児福祉計画（県） | | | | | | |

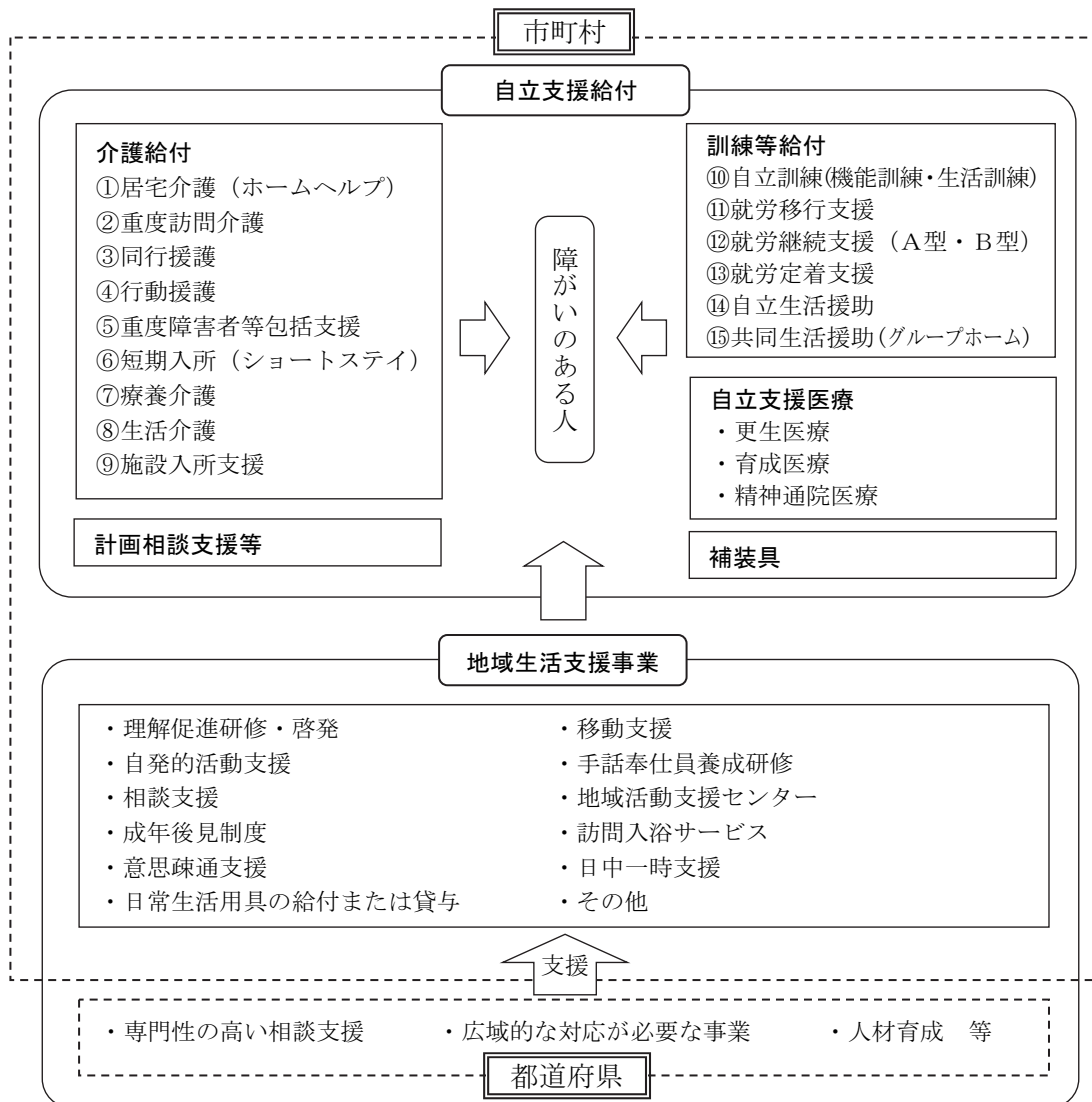
4 福祉圏域

滋賀県では7ブロックの福祉圏域を定めています。本市は、長浜市との2市で構成する湖北福祉圏域に属します。

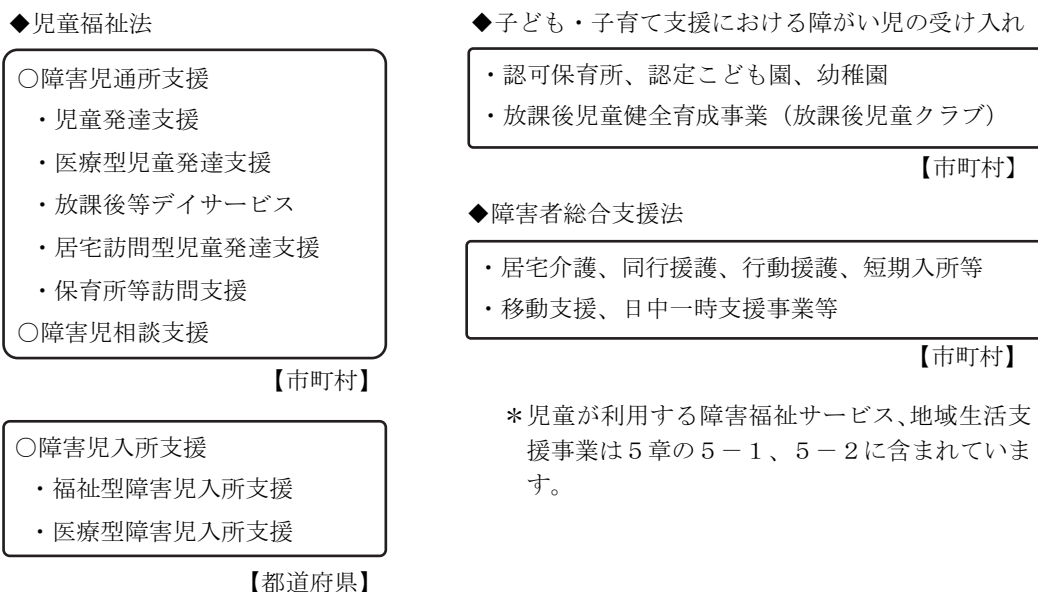
また、湖北福祉圏域の2市が連携協調して障がい者福祉事業の実施方策等を調査研究することにより、障がい者福祉事業を広域的に、かつ、より効果的に推進することを目的に「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」を組織し、障がい福祉の向上のために取り組んでいます。

5 サービスの体系

図表 1-2 障害者総合支援法のサービス体系



図表 1-3 児童福祉法等に基づく障がい児支援サービス



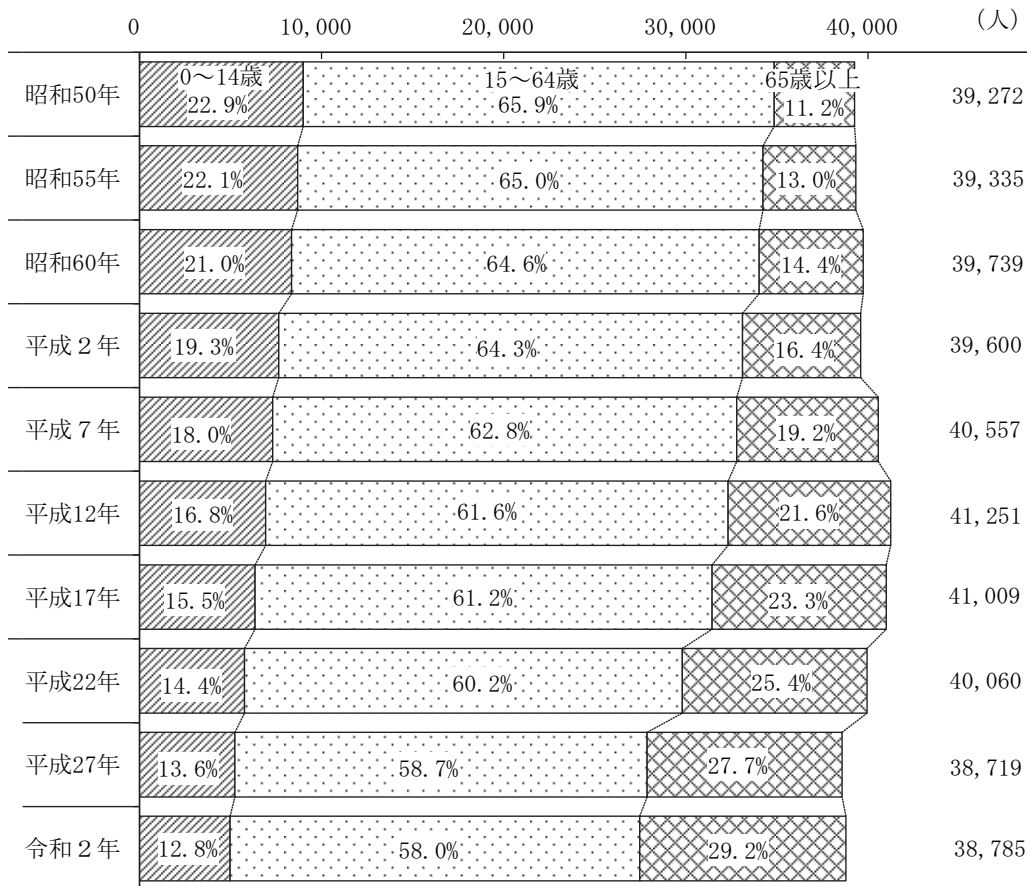
第2章 障がいのある人等の状況

1 人口の推移

令和2年4月現在の本市の総人口は38,785人となっています。昭和50年の39,272人からしばらくは39,000人台で推移していましたが、平成7年以降は増加傾向となり、平成12年には41,000人を上回りました。その後は減少に転じ、平成27年には38,000人台となっています。

年齢別の構成比率をみると、0～14歳人口は低下を続けるのに対し、65歳以上人口は大幅な上昇を示しています。

図表2-1 人口の推移



(注) 総人口は年齢不詳を含む。平成17年までは合併前4町集計値。

資料：昭和50年～平成27年は「国勢調査」、令和2年は4月1日現在の住民基本台帳人口

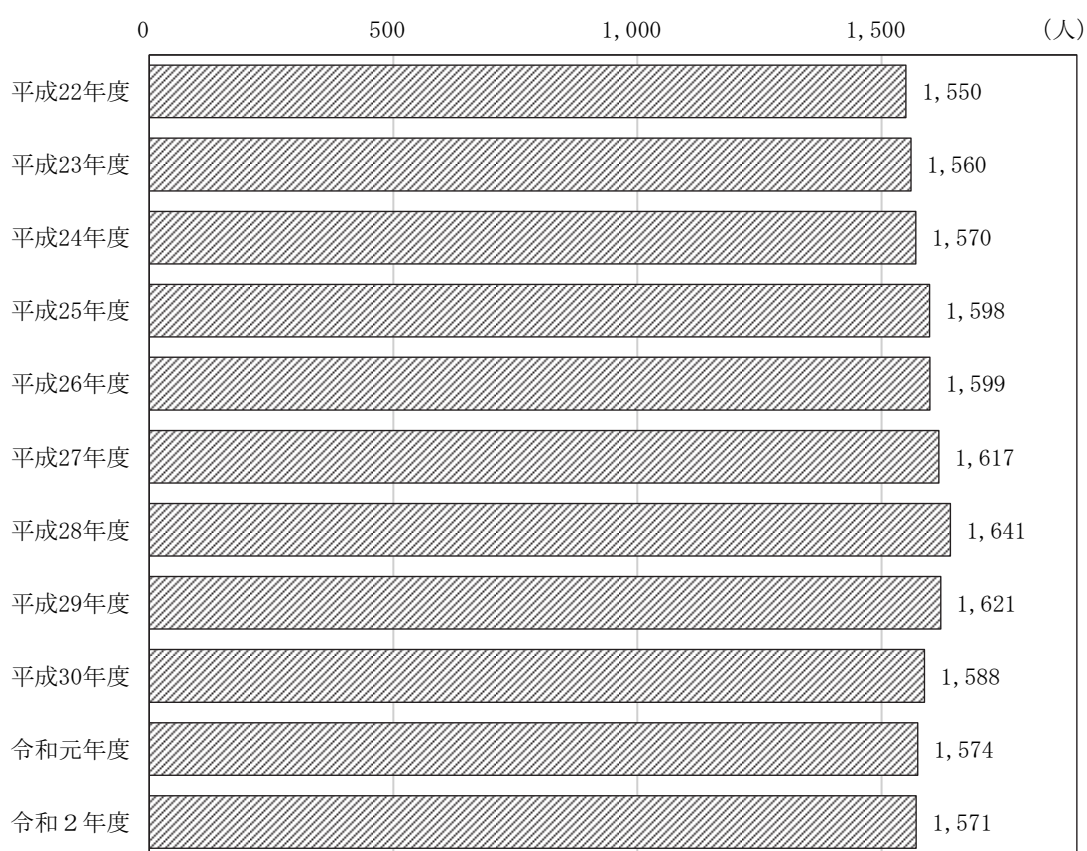
2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）

令和2年4月1日現在、本市の身体障害者手帳所持者は1,571人となっています。平成28年度までは増加を続けていましたが、平成29年度から減少に転じました（図表2-2）。

身体障がいの種類別にみると、下肢・上肢・体幹障がいなどの肢体不自由が913人（58.1%）と最も多くなっており、内部障がいが471人（30.0%）を占めています（図表2-3）。

図表2-2 身体障害者手帳所持者数の推移



図表2-3 身体障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

| 区分 | 視覚障がい | 聴覚・言語障がい | 肢体不自由 | 内部障がい | 計 |
|--------|-------|----------|-------|-------|-------|
| 平成27年度 | 75 | 123 | 976 | 443 | 1,617 |
| 平成28年度 | 76 | 131 | 978 | 456 | 1,641 |
| 平成29年度 | 76 | 128 | 950 | 467 | 1,621 |
| 平成30年度 | 69 | 123 | 924 | 472 | 1,588 |
| 令和元年度 | 71 | 119 | 920 | 464 | 1,574 |
| 令和2年度 | 74 | 113 | 913 | 471 | 1,571 |

(注) 各年度4月1日現在

障がい等級別にみると、令和2年度は1級・2級の重度は684人（43.5%）、3級・4級の中度が640人（40.7%）、5級・6級の軽度が247人（15.7%）となっています。この5年間の推移をみると、1級、5級が増加し、2級、3級、4級、6級は減少しています（図表2-4）。

図表2-4 障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

| 区 分 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 平成27年度 | 451 | 235 | 260 | 430 | 169 | 72 | 1,617 |
| 平成28年度 | 471 | 236 | 253 | 435 | 169 | 77 | 1,641 |
| 平成29年度 | 479 | 221 | 251 | 429 | 163 | 78 | 1,621 |
| 平成30年度 | 468 | 222 | 243 | 419 | 164 | 72 | 1,588 |
| 令和元年度 | 465 | 214 | 253 | 404 | 169 | 69 | 1,574 |
| 令和2年度 | 472 | 212 | 250 | 390 | 179 | 68 | 1,571 |

(注) 各年度4月1日現在

身体障がいの種類別・等級別にみると、視覚障がいおよび聴覚・言語障がいは2級が最も多く、肢体不自由は4級が多くなっています。内部障がいは最重度の1級が298人と最も多くなっています（図表2-5）。

図表2-5 身体障がいの種類別・等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

| 区 分 | 視覚障がい | 聴覚・言語 障がい | 肢体不自由 | 内部障がい | 計 |
|-----|-------|--------------|-------|-------|-------|
| 1 級 | 17 | 7 | 150 | 298 | 472 |
| 2 級 | 32 | 45 | 132 | 3 | 212 |
| 3 級 | 4 | 21 | 154 | 71 | 250 |
| 4 級 | 2 | 11 | 278 | 99 | 390 |
| 5 級 | 15 | 1 | 163 | 0 | 179 |
| 6 級 | 4 | 28 | 36 | 0 | 68 |
| 計 | 74 | 113 | 913 | 471 | 1,571 |

(注) 令和2年4月1日現在

年齢別にみると、65歳以上が最も多く1,196人（76.1%）となっています。性別でみると、全体では女性が多く、身体障がいの種類別では、視覚障がい、音声言語そしゃく機能障がい、内部障がいは男性が多く、肢体不自由では女性が多くなっています。特に65歳以上の女性で肢体不自由の人は403人と最も多く、下肢障がいは295人となっています（図表2-6）。

図表2-6 身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別・年齢別・性別）

単位：人

| 区 分 | 18歳未満 | | 18～39歳 | | 40～64歳 | | 65歳以上 | | 計 | | 合計 |
|-------------------|-------|----|--------|----|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | |
| 視覚障がい | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | 4 | 28 | 29 | 41 | 33 | 74 |
| 聴覚平衡機能障がい | 3 | 0 | 2 | 3 | 7 | 12 | 34 | 32 | 46 | 47 | 93 |
| 聴 覚 | 3 | 0 | 2 | 3 | 7 | 12 | 34 | 32 | 46 | 47 | 93 |
| 平 衡 機 能 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 音声言語そしゃく機能障がい | 1 | 0 | 0 | 2 | 4 | 0 | 11 | 2 | 16 | 4 | 20 |
| 肢体不自由 | 11 | 8 | 22 | 20 | 89 | 84 | 276 | 403 | 398 | 515 | 913 |
| 上 肢 | 2 | 3 | 15 | 7 | 36 | 22 | 125 | 82 | 178 | 114 | 292 |
| 下 肢 | 1 | 0 | 5 | 3 | 37 | 50 | 131 | 295 | 174 | 348 | 522 |
| 体 幹 | 0 | 0 | 0 | 4 | 14 | 9 | 20 | 26 | 34 | 39 | 73 |
| 運 動 機 能 | 8 | 5 | 2 | 6 | 2 | 3 | 0 | 0 | 12 | 14 | 26 |
| 内部障がい | 2 | 0 | 9 | 7 | 43 | 29 | 212 | 169 | 266 | 205 | 471 |
| 心 臓 機 能 | 2 | 0 | 6 | 3 | 24 | 12 | 126 | 113 | 158 | 128 | 286 |
| じ ん 臓 機 能 | 0 | 0 | 2 | 2 | 13 | 9 | 43 | 37 | 58 | 48 | 106 |
| 呼 吸 器 機 能 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 11 | 3 | 12 | 5 | 17 |
| ぼ う こ う ・ 直 腸 機 能 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 6 | 30 | 13 | 33 | 19 | 52 |
| 小 腸 機 能 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 3 | 1 | 4 |
| 肝 臓 機 能 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 4 | 4 |
| 免 疫 機 能 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 合 計 | 17 | 8 | 33 | 32 | 156 | 129 | 561 | 635 | 767 | 804 | 1,571 |
| | 25 | | 65 | | 285 | | 1,196 | | 1,571 | | |

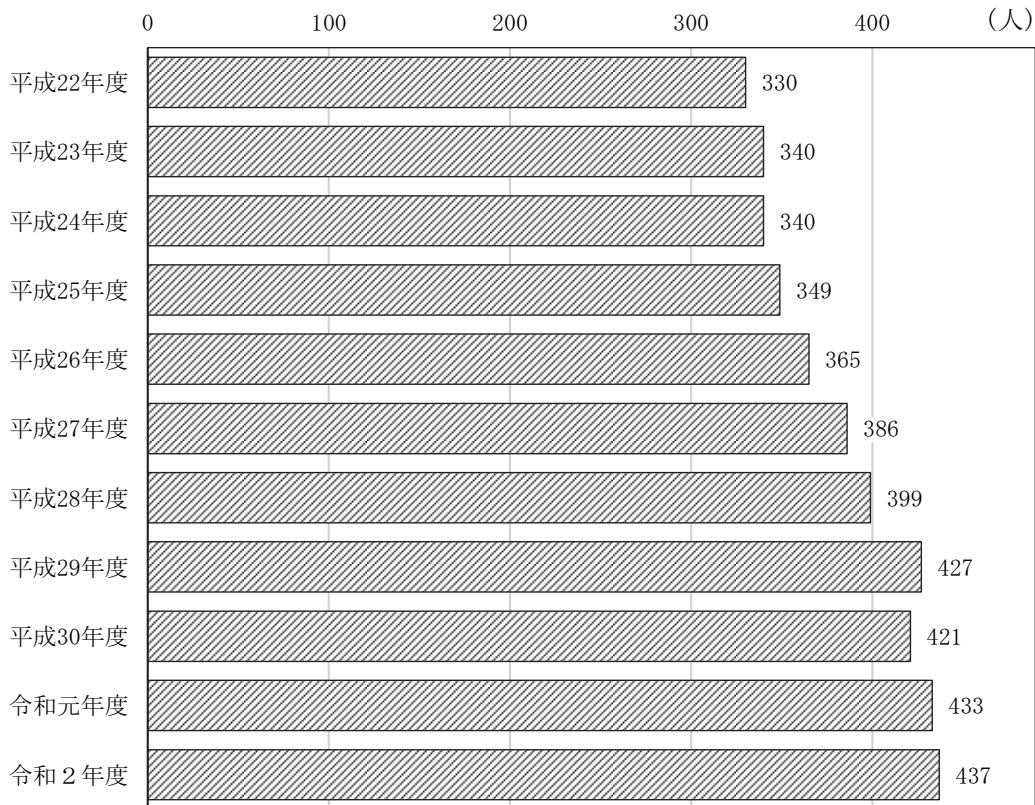
(注) 令和2年4月1日現在

(2) 知的障がいのある人（療育手帳所持者）

令和2年4月1日現在、本市の療育手帳所持者は437人となっており、増加傾向にあります（図表2-7）。

障がいの程度別にみると、令和2年度は、A1（最重度）およびA2（重度）が165人（37.8%）、B1（中度）およびB2（軽度）が272人（62.2%）となっています。平成30年に減少しましたが、全般的には増加傾向にあり、特にB1（中度）およびB2（軽度）は平成27年度から51人、23.1%増加しています（図表2-8）。

図表2-7 療育手帳所持者数の推移



(注) 各年度4月1日現在

図表2-8 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

| 区分 | A1（最重度） | A2（重度） | B1（中度） | B2（軽度） | 計 |
|--------|---------|--------|--------|--------|-----|
| 平成27年度 | 71 | 94 | 114 | 107 | 386 |
| 平成28年度 | 73 | 92 | 119 | 115 | 399 |
| 平成29年度 | 75 | 92 | 132 | 128 | 427 |
| 平成30年度 | 75 | 83 | 132 | 131 | 421 |
| 令和元年度 | 77 | 86 | 137 | 133 | 433 |
| 令和2年度 | 76 | 89 | 138 | 134 | 437 |

(注) 各年度4月1日現在

年齢別にみると、18～39歳が188人と最も多くなっています。性別では、男性が263人、60.2%を占めています（図表2－9）。

図表2－9 性別・年齢別・障がいの程度別療育手帳所持者数

単位：人

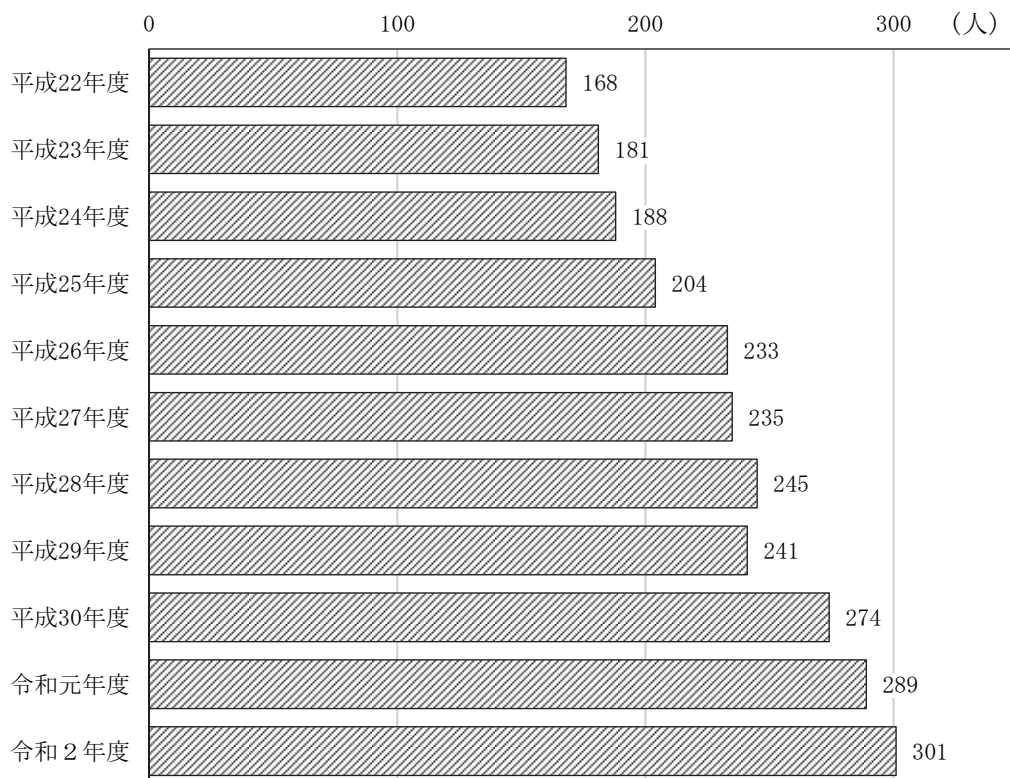
| 区分 | 0～17歳 | | 18～39歳 | | 40～64歳 | | 65歳以上 | | 計 | | 合計 | |
|----------------|-------|----|--------|-----|--------|-----|-------|----|----|-----|-----|-----|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | | |
| 令和2年度 | A1 | 6 | 5 | 25 | 11 | 11 | 7 | 4 | 7 | 46 | 30 | 76 |
| | A2 | 14 | 3 | 17 | 9 | 13 | 5 | 13 | 15 | 57 | 32 | 89 |
| | B1 | 14 | 11 | 32 | 20 | 17 | 25 | 8 | 11 | 71 | 67 | 138 |
| | B2 | 24 | 9 | 49 | 25 | 14 | 11 | 2 | 0 | 89 | 45 | 134 |
| | 合計 | 58 | 28 | 123 | 65 | 55 | 48 | 27 | 33 | 263 | 174 | 437 |
| | | 86 | | 188 | | 103 | | 60 | | | | |
| (参考) 平成29年度 | | 69 | 24 | 108 | 62 | 56 | 52 | 26 | 30 | 259 | 168 | 427 |
| | | 93 | | 170 | | 108 | | 56 | | | | |

(注) 各年度4月1日現在

(3) 精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）

令和2年4月1日現在、本市の精神保健福祉手帳所持者は301人となっており、この10年間に、133人、79.2%増加しています（図表2－10）。

図表2－10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(注) 各年度4月1日現在

等級別にみると、2級が192人（63.8%）を占めています。年齢別では40～64歳が139人（46.2%）と最も多くなっています。性別による人数の開きは見られませんが、1・2級は女性が多く、3級は男性が多くなっています（図表2-11）。

図表2-11 性別・年齢別・障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

| 区 分 | | 0～17歳 | | 18～39歳 | | 40～64歳 | | 65歳以上 | | 計 | | 合計 |
|--------------------|-----|-------|----|--------|----|--------|----|-------|----|-----|-----|-----|
| | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | |
| 令和 2年度 | 1 級 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 6 | 5 | 7 | 10 | 13 | 23 |
| | 2 級 | 1 | 1 | 25 | 23 | 51 | 53 | 17 | 21 | 94 | 98 | 192 |
| | 3 級 | 1 | 2 | 26 | 21 | 13 | 14 | 5 | 4 | 45 | 41 | 86 |
| | 合 計 | 2 | 3 | 54 | 44 | 66 | 73 | 27 | 32 | 149 | 152 | 301 |
| | | 5 | | 98 | | 139 | | 59 | | 301 | | |
| (参考) 平成 29年度 | 1 級 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 | 1 | 7 | 2 | 13 | 15 |
| | 2 級 | 0 | 0 | 17 | 17 | 44 | 44 | 18 | 16 | 79 | 77 | 156 |
| | 3 級 | 1 | 0 | 17 | 18 | 13 | 11 | 3 | 7 | 34 | 36 | 70 |
| | 合 計 | 1 | 0 | 34 | 35 | 58 | 61 | 22 | 30 | 115 | 126 | 241 |
| | | 1 | | 69 | | 119 | | 52 | | 241 | | |

(注) 各年度4月1日現在

(4) 難病患者等

平成25年4月1日から、障害者総合支援法に定める障がい者（児）を対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法における難病等の範囲は、令和元年7月1日から361疾病となっています。また、児童の慢性疾病については、小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施され、現在は16疾患群762疾病がその対象として認定されています。

本市の該当のある指定難病患者は、全体で49疾病257人となっています。そのうち上位18疾病の認定者数の状況は図表2-12のとおりであり、パーキンソン病、潰瘍性大腸炎が多くなっています。小児慢性特定疾病児童は36人です（図表2-13）。

図表2-12 指定難病認定者数

| 指定難病名 | 人数 | 指定難病名 | 人数 |
|--------------------|----|------------|----|
| パーキンソン病 | 40 | IgA腎症 | 6 |
| 潰瘍性大腸炎 | 39 | 突発性大腿骨頭壊死症 | 5 |
| クローン病 | 13 | 網膜色素変性症 | 5 |
| 後縦靭帯骨化症 | 12 | 顕微鏡的多発性血管炎 | 4 |
| 全身性エリテマトーデス | 12 | シェーグレン症候群 | 4 |
| 全身性強皮症 | 11 | サルコイドーシス | 4 |
| 重症筋無力症 | 11 | 突発性間質性肺炎 | 4 |
| 特発性血小板減少性紫斑病 | 8 | 原発性胆汁性胆管炎 | 4 |
| 多発性硬化症／視神経脊髄炎 | 6 | | |
| 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く) | 6 | | |

(注) 該当のある上位18疾病のみ記載、令和2年3月末日現在

図表2-13 小児慢性特定疾病児童数

| 疾患群 | 人数 | 疾患群 | 人数 |
|---------|----|-------------------|----|
| 悪性新生物 | 3 | 血液疾患 | 1 |
| 慢性腎疾患 | 0 | 免疫疾患 | 0 |
| 慢性呼吸器疾患 | 0 | 神経・筋疾患 | 6 |
| 慢性心疾患 | 4 | 慢性消化器疾患 | 3 |
| 内分泌疾患 | 8 | 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | 0 |
| 膠原病 | 3 | 皮膚疾患群 | 1 |
| 糖尿病 | 4 | 骨系統疾患 | 2 |
| 先天性代謝異常 | 1 | 脈管系疾患 | 0 |

(注) 令和2年3月末日現在

3 障害支援区分

障害福祉サービス（介護給付）を利用するためには、区分1～6の段階で表される「障害支援区分」の認定を受けることが必要です。

令和2年4月1日現在、障害支援区分認定を受けている人は237人です。障がい別にみると、知的障がいのある人が152人（64.1%）を占めています。身体障がいのある人は支援の必要度が最も高い区分6が多く、知的障がいのある人は区分4・5が35人以上と多く、区分3・区分5も29人となっています。精神障がいのある人は区分2～4が多くなっています。

図表2-14 障がい別障害支援区分認定の状況

単位：人

| 区 分 | 支援の必要度 | | | | | | 合 計 |
|----------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 低い ← | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | |
| 身 体 | 0 | 7 | 7 | 2 | 4 | 23 | 43 |
| 知 的 | 2 | 19 | 29 | 35 | 38 | 29 | 152 |
| 精 神 | 2 | 14 | 15 | 10 | 0 | 6 | 42 |
| 難 病 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 4 | 40 | 51 | 47 | 42 | 53 | 237 |
| (参考) 平成29年度 | 4 | 28 | 50 | 51 | 33 | 50 | 216 |

(注) 令和2年4月1日現在

4 障害福祉サービス等支給決定者

障害福祉サービス等の支給決定者数は、成人は平成30年から令和元年には若干減少しましたが、その後増加し令和2年6月現在405人となっています。

障害児通所サービスについては、児童発達支援センターてらすの利用に加え、市外の放課後等デイサービスの利用も増加しており増加傾向が続いています。

図表2-15 障害福祉サービス等支給決定者の推移

単位：人

| 種 別 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-----------|-------|------|------|
| 障害福祉サービス | 377 | 372 | 405 |
| 障害児通所サービス | 131 | 146 | 154 |

(注) 平成30年は11月1日現在、令和元年は10月1日現在、令和2年は6月1日現在の支給決定者数



第3章 サービス利用の状況

1 障害福祉サービス

| サービスの種類 | | サービスの内容 |
|-----------|----------------------|--|
| 訪問系サービス | 居宅介護 (ホームヘルプサービス) | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| | 重度訪問介護 | 重度の障がい者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| | 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。 |
| | 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 |
| | 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| | 自立訓練(機能訓練) | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 自立訓練(生活訓練) | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労継続支援(A型) | 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労継続支援(B型) | 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労定着支援 | 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。 |
| | 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。 |
| | 短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 居住系サービス | 自立生活援助 | 障がい者支援施設やグループホームを利用していた人などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。 |
| | 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 |
| | 施設入所支援 | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | サービス利用支援および継続サービス利用支援をいいます。サービス利用支援は、心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画を作成します。継続サービス利用支援は、一定期間ごとにサービス等利用計画を検証し、見直し、変更等を行います。 |
| | 地域移行支援 | 障がい者支援施設、精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。 |
| | 地域定着支援 | 居宅でひとり暮らしをする障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。 |

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護は、主に米原市社会福祉協議会の事業所によりサービス提供が行われています。行動援護に関しては、長浜市にある事業所の利用が多くなっています。ニーズは高いサービスですが、人材確保が困難であることから供給の確保が課題となっています。訪問系サービス全体の利用としては横ばい状態にありますが、計画を下回っています。

図表 3-1 訪問系サービスの利用状況

| 区 分 | | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------|-----|------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 居 宅 介 護 | 計 画 | 利用者数 利 用 量 人/月 時間/月 | 79 957 | 94 1,105 | 109 1,268 |
| | 実 績 | 利用者数 利 用 量 人/月 時間/月 | 71 889 | 75 890 | 74 925 |
| 重 度 訪 問 介 護 | 計 画 | 利用者数 利 用 量 人/月 時間/月 | 4 433 | 5 514 | 6 601 |
| | 実 績 | 利用者数 利 用 量 人/月 時間/月 | 3 427 | 3 384 | 4 439 |
| 同 行 援 護 | 計 画 | 利用者数 利 用 量 人/月 時間/月 | 1 8 | 1 10 | 2 20 |
| | 実 績 | 利用者数 利 用 量 人/月 時間/月 | 1 2 | 2 18 | 0 0 |
| 行 動 援 護 | 計 画 | 利用者数 利 用 量 人/月 時間/月 | 19 365 | 21 380 | 25 400 |
| | 実 績 | 利用者数 利 用 量 人/月 時間/月 | 17 451 | 18 423 | 14 404 |
| 合 計 | 計 画 | 利用者数 利 用 量 人/月 時間/月 | 103 1,763 | 121 2,009 | 142 2,289 |
| | 実 績 | 利用者数 利 用 量 人/月 時間/月 | 92 1,769 | 98 1,715 | 92 1,768 |

(注) 利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

令和2年6月提供分について、障害支援区分別の利用状況をみると、居宅介護では区分2の利用者が23人と最も多く、区分3・区分4も17人となっています。

重度訪問介護は区分6の4人が利用しています。

同行援護の6月分についての利用はありませんでした。

行動援護は、区分5が8人と最も多く、次いで区分なしの4人となっています。区分なしの人の利用時間が多くなっていますが、これは18歳未満の利用者が多いためと考えられます。

図表3-2 訪問系サービスの障害支援区分別利用状況

| 区 分 | | 区分 なし | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|----------------|--------------|----------|------|--------|--------|-------|------|-------|-------|
| 居宅 介護 | 支給決定者数（人） | 6 | 4 | 25 | 27 | 24 | 8 | 19 | 113 |
| | 利用実人数（人） | 4 | 4 | 23 | 17 | 17 | 2 | 8 | 75 |
| | 1人平均利用時間（時間） | 11.0 | 10.6 | 12.9 | 12.7 | 9.0 | 18.5 | 19.4 | 12.6 |
| | 延べ利用時間（時間） | 44 | 42.5 | 297.25 | 216.25 | 153.5 | 37 | 155 | 945.5 |
| 重度 訪問 介護 | 支給決定者数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 |
| | 利用実人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| | 1人平均利用時間（時間） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 111.0 | 111.0 |
| | 延べ利用時間（時間） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 444 | 444 |
| 同行 援護 | 支給決定者数（人） | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | 利用実人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1人平均利用時間（時間） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 延べ利用時間（時間） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 行動 援護 | 支給決定者数（人） | 7 | 0 | 0 | 1 | 1 | 12 | 8 | 29 |
| | 利用実人数（人） | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 12 |
| | 1人平均利用時間（時間） | 79.4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12.3 | 0 | 34.7 |
| | 延べ利用時間（時間） | 317.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 98.5 | 0 | 416 |

(注) 令和2年6月提供分

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

利用者数、利用量ともに増加傾向にありましたが、令和2年度は前年から1人減り、計画を下回っています（図表3-3）。

令和2年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、利用実人数、延べ日数ともに区分5・区分6が多くなっています。1人平均利用日数は約18日です（図表3-4）。

医療ケアの必要な人、自閉症等で強度の行動障がいがある人を受け入れることが出来る生活介護事業所の整備が課題となっています。市内事業所としては、「社会福祉法人湖北会いぶきやま（定員20人）」「社会福祉法人湖北会ライフまいばら（定員40人）」「デイサービスひだまり（基準該当）」があります。ほぼ定員一杯に近い状況にありますが、令和3年度に新たに1か所事業所が開所する予定となっています。

図表3-3 生活介護のサービス利用状況

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|-------|------|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人/月 | 119 | 125 | 131 |
| | 利 用 量 | 人日/月 | 2,316 | 2,432 | 2,554 |
| 実 績 | 利用者数 | 人/月 | 115 | 119 | 118 |
| | 利 用 量 | 人日/月 | 2,155 | 2,209 | 2,196 |

(注) 利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

図表3-4 生活介護の障害支援区分別利用状況

| 区 分 | 区分なし | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|------------|------|-----|-----|------|------|------|------|-------|
| 支給決定者数（人） | 0 | 0 | 1 | 14 | 30 | 40 | 41 | 126 |
| 利用実人数（人） | 0 | 0 | 1 | 13 | 28 | 37 | 39 | 118 |
| 1人平均利用日数 | 0 | 0 | 2.0 | 11.2 | 15.5 | 20.9 | 19.3 | 17.8 |
| 延べ利用日数（人日） | 0 | 0 | 2 | 145 | 433 | 774 | 751 | 2,105 |

(注) 1 令和2年6月提供分（基準該当サービス含む）

2 基準該当とは、指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障がい者を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービスとして特例介護給付費・特例訓練等給付費が支給されるもの。

② 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）では、身体障がいのある人や難病を患っている人が自立した生活を送るため、リハビリテーションや生活に関する相談、助言などの支援を行います。市内に事業所はありません。令和2年度の利用は2人です。

図表3-5 自立訓練（機能訓練）のサービス利用状況

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|------|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用量 | 人日/月 | 23 | 23 | 23 |
| 実 績 | 利用者数 | 人/月 | 1 | 2 | 2 |
| | 利用量 | 人日/月 | 18 | 46 | 55 |

(注) 利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのある人に、日常生活や社会生活を送るために必要な訓練、生活面での相談や助言等の支援を行う自立訓練（生活訓練）は、計画では利用者を1人と見込んでいましたが、令和2年度は3人利用があります（図表3-6）。

令和2年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、利用実人数は区分2が2人、区分なしが1人となっています。1人平均利用日数は19日です（図表3-7）。

図表3-6 自立訓練（生活訓練）のサービス利用状況

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|------|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用量 | 人日/月 | 23 | 23 | 23 |
| 実 績 | 利用者数 | 人/月 | 2 | 2 | 3 |
| | 利用量 | 人日/月 | 17 | 31 | 51 |

(注) 利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

図表3-7 自立訓練（生活訓練）の障害支援区分別利用状況

| 区 分 | | 区分なし | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|------|------------|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 生活訓練 | 支給決定者数(人) | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 利用実人数(人) | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | 1人平均利用日数 | 19.0 | 0 | 19.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19.0 |
| | 延べ利用日数(人日) | 19 | 0 | 38 | 0 | 0 | 0 | 0 | 57 |

(注) 令和2年6月提供分

④ 就労移行支援

就労移行支援の利用者数について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のために利用を避けた方がおられたことにより減少しています。利用量等では計画を下回っていますが、数値として反映されていない短期の利用である就労アセスメント等は増加しており、機能面の充実は図られていると考えられます（図表3-8）。

令和2年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、区分なしが11人、区分3が1人の利用のみとなっています。1人平均利用日数は約15日です（図表3-9）。

市内事業所としては、「就労支援センターあっぷでーと」があります（図表3-10）。

図表3-8 就労移行支援のサービス利用状況

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|-------|------|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人/月 | 16 | 18 | 20 |
| | 利 用 量 | 人日/月 | 321 | 386 | 464 |
| 実 績 | 利用者数 | 人/月 | 15 | 13 | 12 |
| | 利 用 量 | 人日/月 | 235 | 207 | 204 |

（注） 利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

図表3-9 就労移行支援の障害支援区分別利用状況

| 区 分 | 区分なし | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|------------|------|------|-----|------|-----|-----|-----|------|
| 支給決定者数（人） | 12 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 利用実人数（人） | 11 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 1人平均利用日数 | 14.7 | 16.0 | 0 | 21.0 | 0 | 0 | 0 | 15.3 |
| 延べ利用日数（人日） | 162 | 16 | 0 | 21 | 0 | 0 | 0 | 199 |

（注） 令和2年6月提供分

図表3-10 就労移行支援の主な事業所

| 事業所名 | 所在地 |
|---------------|--------|
| あっぷでーと | 米原市 |
| ジョブリード | 彦根市 |
| 働き教育センター甲良・彦根 | 犬上郡甲良町 |
| スマイルプラス | 長浜市 |

⑤ 就労継続支援（A型）

サービスの利用状況は増加傾向にあり、令和2年度は41人が利用しています。利用者数、利用料ともに概ね計画どおりです（図表3-11）。

令和2年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、区分なしが39人中33人を占めています。1人平均利用日数は約18日です（図表3-12）。

市内事業所としては、「特定非営利活動法人ウェルメント」があります（図表3-13）。

図表3-11 就労継続支援（A型）のサービス利用状況

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|-------|------|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人/月 | 30 | 35 | 41 |
| | 利 用 量 | 人日/月 | 582 | 678 | 790 |
| 実 績 | 利用者数 | 人/月 | 35 | 38 | 41 |
| | 利 用 量 | 人日/月 | 644 | 684 | 775 |

（注） 利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

図表3-12 就労継続支援（A型）の障害支援区分別利用状況

| 区 分 | 区分なし | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|------------|------|------|------|------|-----|-----|-----|------|
| 支給決定者数（人） | 36 | 2 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 43 |
| 利用実人数（人） | 33 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 39 |
| 1人平均利用日数 | 18.0 | 18.5 | 11.5 | 16.0 | 0 | 0 | 0 | 17.6 |
| 延べ利用日数（人日） | 593 | 37 | 23 | 32 | 0 | 0 | 0 | 685 |

（注） 令和2年6月提供分

図表3-13 就労継続支援（A型）の主な事業所

| 事業所名 | 所在地 | 定員（人） |
|----------------------|-----|-------|
| ウェルメント | 米原市 | 20 |
| ウェルメント2 | 米原市 | 20 |
| ウェルメント3 | 米原市 | 20 |
| ウェルエナジー | 長浜市 | 35 |
| ぼてとファーム障害者就労センター | 長浜市 | 15 |
| みどりのフライパン障害者就労支援センター | 長浜市 | 15 |

⑥ 就労継続支援（B型）

利用者数と利用量は横ばい状態にあり、計画を下回っています（図表3-14）。

生活介護と同様に、今後数年の内には特別支援学校高等部卒業生の受入れが市内事業所では難しい状況になってくることが予測されることから、事業の拡大、新規事業所の参入が求められます。

令和2年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、区分なしが67人と最も多く、区分2・区分3・区分4もそれぞれ10人以上です。1人平均利用日数は約15日です（図表3-15）。

市内事業所としては、「社会福祉法人米原市社会福祉協議会ほおずき作業所」「社会福祉法人湖北会ワークスさかた」「社会福祉法人湖北会いぶきやま」「湖北みみの里」「ウェルメント4」があります（図表3-16）。

図表3-14 就労継続支援（B型）の利用実績の推移

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|-------|------|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人/月 | 112 | 117 | 122 |
| | 利 用 量 | 人日/月 | 2,129 | 2,260 | 2,399 |
| 実 績 | 利用者数 | 人/月 | 107 | 106 | 109 |
| | 利 用 量 | 人日/月 | 1,835 | 1,812 | 1,859 |

（注） 利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

図表3-15 就労継続支援（B型）の障害支援区分別利用状況

| 区 分 | 区分なし | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|------------|------|-----|------|------|------|------|-----|-------|
| 支給決定者数（人） | 72 | 1 | 16 | 19 | 12 | 1 | 0 | 121 |
| 利用実人数（人） | 67 | 0 | 14 | 19 | 11 | 1 | 0 | 112 |
| 1人平均利用日数 | 13.5 | | 16.4 | 16.0 | 17.3 | 17.0 | | 14.7 |
| 延べ利用日数（人日） | 906 | 0 | 229 | 304 | 190 | 17 | 0 | 1,646 |

（注） 令和2年6月提供分

図表3-16 就労継続支援（B型）の主な事業所

| 事業所名 | 所在地 | 定員（人） |
|---------|-----|-------|
| ほおずき作業所 | 米原市 | 20 |
| ワークスさかた | 米原市 | 40 |
| いぶきやま | 米原市 | 20 |
| 湖北みみの里 | 米原市 | 20 |
| ウェルメント4 | 米原市 | 20 |

⑦ 就労定着支援

就労定着支援は、平成30年4月1日から新たに始まったサービスです。就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、生活の変化や家計、体調の管理など就労に伴い生じる生活面の課題を解決するため、連絡調整や指導・助言などの支援を行います。制度開始当初から市内事業所が指定を受けており、利用者数は計画を上回っています（図表3-17）。

令和2年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、利用者8人すべて区分なしの人です（図表3-18）。

市内事業所としては、平成30年度に「就労支援センター あっぷでーと」が事業を開始しています。

図表3-17 就労定着支援の利用実績の推移

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|-----|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人/月 | 0 | 5 | 5 |
| 実 績 | 利用者数 | 人/月 | 4 | 5 | 8 |

（注）利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

図表3-18 就労定着支援の障害支援区分別利用状況

| 区 分 | 区分なし | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|-----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 支給決定者数（人） | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 利用実人数（人） | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |

（注）令和2年6月提供分

⑧ 療養介護

療養介護は、病院等に入院している障がい者で、医療と併せて常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。利用状況は、令和2年度8人の利用となっており、増減はありません（図表3-19）。

令和2年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、利用者8人すべて区分6の人です（図表3-20）。

図表 3-19 療養介護（日中活動系サービス）の利用実績の推移

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|------|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人/月 | 9 | 9 | 9 |
| | 実績 | 利用者数 | 8 | 8 | 8 |

(注) 利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

図表 3-20 療養介護の障害支援区分別利用状況

| 区 分 | 区分なし | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|-----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 支給決定者数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 8 |
| 利用実人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 8 |

(注) 令和2年6月提供分

⑨ 短期入所（ショートステイ）

利用は増加傾向にありましたが、令和2年度は利用者数、利用量ともに減少の見込みとなっています（図表3-21）。

令和2年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、区分6の利用が最も多くなっています。1人平均利用日数は約4日です（図表3-22）。

市内には単独型の事業所はなく、グループホーム併設型の事業所があります。湖北福祉圏域には別に3か所整備されています。

図表 3-21 短期入所（ショートステイ）の利用実績の推移

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|-------|------|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人/月 | 12 | 14 | 16 |
| | 利 用 量 | 人日/月 | 67 | 77 | 89 |
| 実 績 | 利用者数 | 件/月 | 13 | 15 | 12 |
| | 利 用 量 | 人日/月 | 73 | 60 | 54 |

(注) 利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

図表 3-22 短期入所（ショートステイ）の障害支援区分別利用状況

| 区 分 | 区分なし | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 支給決定者数(人) | 8 | 0 | 4 | 12 | 17 | 11 | 21 | 73 |
| 利用実人数(人) | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 12 |
| 1人平均利用日数 | 2.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7.0 | 4.1 |
| 延べ利用日数(人日) | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35 | 37 |

(注) 令和2年6月提供分

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

自立生活援助は、平成30年4月1日から新たに始まったサービスです。障がい者支援施設やグループホームを利用していた人などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。利用者は各年度1人となっており、計画を下回っています（図表3-23）。

令和2年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、利用者は区分1の人が1人です（図表3-24）。

市内事業所としては、平成30年度に「障がい者相談支援センターほたる」が事業を開始しています（図表3-25）。

図表3-23 自立生活援助の利用状況

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|-----|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人 | 0 | 5 | 5 |
| 実 績 | 利用者数 | 人 | 1 | 1 | 1 |

(注) 利用者数は実人員 平成30年度、令和元年度は年度平均 令和2年度は3月～6月の平均

図表3-24 自立生活援助の障害支援区分別利用状況

| 区 分 | 区分なし | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|-----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 支給決定者数(人) | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 利用実人数(人) | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

(注) 令和2年6月提供分

図表3-25 自立生活援助の整備状況

| 区 分 | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|-----|--------|-------|-------|
| 事業所数 | か所 | 1 | 1 | 1 |
| 定員数 | 人 | 5 | 5 | 5 |

(注) 各年度末、令和2年度は6月提供分

② 共同生活援助（グループホーム）

令和2年度の利用者数は44人であり、計画を大きく下回っています（図表3-26）。

令和2年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、区分3が18人と最も多く、区分2・区分4も10人以上です（図表3-27）。

市内には、令和2年5月に「ルピナス」が開設され、市内グループホーム数が6ホームとなり、定員が38人に拡大しています（図表3-28）。

市外事業所も多数利用されています（図表3-29）。

図表3-26 共同生活援助（グループホーム）の利用状況

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|-----|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人 | 45 | 48 | 66 |
| 実 績 | 利用者数 | 人 | 43 | 44 | 44 |

（注）利用者数は支給決定者数の年度平均、令和2年度は6月提供分

図表3-27 共同生活援助（グループホーム）の障害支援区分別利用状況

| 区 分 | 区分なし | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|-----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 支給決定者数(人) | 0 | 0 | 10 | 18 | 13 | 2 | 1 | 44 |
| 利用実人数(人) | 0 | 0 | 10 | 18 | 13 | 2 | 1 | 44 |

（注）令和2年6月提供分

図表3-28 市内の共同生活援助（グループホーム）の整備状況

| 区 分 | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|-----|--------|-------|-------|
| 事 業 所 数 | か所 | 5 | 5 | 6 |
| 定 員 数 | 人 | 31 | 31 | 38 |

（注）各年度末、令和2年度は直近の数字

図表3-29 共同生活援助（グループホーム）の利用状況

| 施設名 | 所在地 | 定員（人） | 市内の利用者（人） |
|------------|---------|-------|-----------|
| かるがも | 米原市 | 6 | 3 |
| おうみ | 米原市 | 7 | 5 |
| いぶき | 米原市 | 7 | 7 |
| 米原蛍の家 | 米原市 | 5 | 4 |
| のぞみ | 米原市 | 6 | 6 |
| ルピナス | 米原市 | 7 | 0 |
| 小計 | | 38 | 25 |
| 長浜かざぐるまホーム | 長浜市 | 4 | 2 |
| 浅井 | 長浜市 | 7 | 1 |
| おりひめ | 長浜市 | 6 | 1 |
| ひこぼし | 長浜市 | 6 | 2 |
| あざれあ | 長浜市 | 7 | 1 |
| 菜の花 | 東近江市 | 4 | 1 |
| たけのこホーム | 東近江市 | 4 | 1 |
| 北まちや | 東近江市 | 4 | 1 |
| さくらホーム | 甲賀市 | 4 | 1 |
| 粟津ホーム | 大津市 | 4 | 1 |
| フレンズ | 犬上郡豊郷町 | 4 | 1 |
| ひこね芹川ホーム | 彦根市 | 4 | 1 |
| ひこね七里ホーム | 彦根市 | 4 | 1 |
| TOCOハウス | 彦根市 | 4 | 1 |
| モーツアルトつつみ | 京都市 | 4 | 1 |
| CH・GH 四季の里 | 三重県四日市市 | 4 | 1 |
| 福祉ハウス ai | 岐阜県各務原市 | 20 | 1 |
| 合計 | | 132 | 44 |

(注) 令和2年6月現在

③ 施設入所支援

施設入所支援では、利用者の減少が目標となります。計画では平成28年度の利用者40人のうち2人が地域移行し、2人が新たに利用すると予測し、令和2年度の利用者数を40人と見込みました。利用者は令和2年現在38人となっており、計画を上回る減少となっています（図表3-30）。

施設での生活から、グループホーム等の地域での生活へ移行を推進することは、障がいのある人の生活の充実には重要です。施設の新設が認められない状況であることから、施設入所支援で受け入れるのではなく、グループホームや地域生活支援拠点等で、入所が必要な方を受け入れることが出来るサービス体系の整備が必要です。

令和2年6月提供分の障害支援区分別の利用状況では、区分5・区分6の利用が多く、両方で38人中35人を占めています（図表3-31）。

市内に事業所はなく、図表3-32の施設が利用されています。

図表3-30 施設入所支援の利用状況

| 区 分 | | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|----|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人 | 40 | 40 | 40 |
| 実 績 | 利用者数 | 人 | 39 | 38 | 38 |

(注) 利用者数は支給決定者数の年度平均、令和2年度は6月提供分

図表3-31 施設入所支援の障害支援区分別利用状況

| 区 分 | 区分なし | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|-----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 支給決定者数(人) | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 18 | 17 | 38 |
| 利用実人数(人) | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 18 | 17 | 38 |

(注) 令和2年6月提供分

図表3-32 施設入所支援の利用施設

| 施設名 | 所在地 | 定員(人) | 市内の利用者(人) |
|------------|--------|-------|-----------|
| あそしあ | 長浜市 | 50 | 6 |
| 湖北まこも | 長浜市 | 50 | 10 |
| 湖北タウンホーム | 長浜市 | 40 | 7 |
| 湖南ホームタウン | 守山市 | 40 | 3 |
| すぎやまの家 杉山寮 | 高島市 | 36 | 1 |
| もみじ寮 | 湖南市 | 50 | 2 |
| 一麦寮 | 湖南市 | 50 | 4 |
| 希望園 | 福井県大野市 | 80 | 1 |
| 南陽園(夢兎明) | 石川県加賀市 | 40 | 2 |
| いちれつ学園 | 兵庫県多可郡 | 45 | 1 |
| 七瀬の郷 | 福井県大野市 | 40 | 1 |
| 合 計 | | | 38 |

(注) 令和2年6月提供分

(4) 相談支援

障がい福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成や見直しを行う計画相談支援については、利用者数が増加しており、計画を上回っています。

入所している障がい者や入院している精神障がい者の地域生活に移行するための相談を行う地域移行支援および居宅にて単身で生活する障がい者が地域生活を継続していくために各種の支援を行う地域定着支援については、計画期間内の利用はないと見込まれます。

事業所は、「障がい者相談支援センター ほたる」などがあります。

図表3-33 相談支援のサービス利用状況

| 区 分 | | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | |
|--------|----|--------|--------|-------|-------|-----|
| 計画相談支援 | 計画 | 利用者数 | 人 | 52 | 61 | 71 |
| | 実績 | 利用者数 | 人 | 56 | 69 | 80 |
| | | 支給決定者数 | 人 | 281 | 294 | 305 |
| 地域移行支援 | 計画 | 利用者数 | 人 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 利用者数 | 人 | 0 | 0 | 0 |
| 地域定着支援 | 計画 | 利用者数 | 人 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 利用者数 | 人 | 0 | 0 | 0 |

(注) 利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。成年後見制度普及啓発事業、障害者虐待防止対策支援事業等は、国が促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置付けられています。

| 区分 | 実施事業 | サービスの内容 | |
|-------------------------|--|---|--|
| 必須事業 | 理解促進研修・啓発事業※ | 地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。 | |
| | 自発的活動支援事業※ | 障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、ボランティア活動など）を支援します。 | |
| | 相談支援事業 | 障害者相談支援事業※ | 障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。 |
| | | 基幹相談支援センター※ | 地域における相談支援の中核的な機関として、総合的・専門的な相談、地域の相談事業所への助言指導などを行います。 |
| | | 基幹相談支援センター等機能強化事業※ | 一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置するなど、相談支援機能の強化を図ります。 |
| | | 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） | 保証人がいない等の理由により一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。 |
| | 成年後見制度利用支援事業※ | 成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。 | |
| | 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、研修、専門職による支援などを行います。 | |
| | 意思疎通支援事業※ | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。 | |
| | 日常生活用具給付等事業※ | 重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。 | |
| | 移動支援事業※ | 屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。 | |
| 手話奉仕員養成研修事業※（手話奉仕員養成講座） | 聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。 | | |
| 地域活動支援センター機能強化事業※ | 障がいのある人が通い、創作活動または生産活動を行う機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。 | | |
| 任意事業 | 日常生活支援 | 訪問入浴サービス事業※ | 家庭に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。 |
| | | 生活訓練等事業※ | 障がいのある人に対し、日常生活上必要な訓練や指導等を行うことにより、生活の質の向上を図ります。 |
| | | 日中一時支援事業※ | 障がいのある人の家族の就労支援、家族介護者の一時的な負担軽減を図るため、日中、障がい者支援施設などにおいて障がいのある人に活動の場を提供します。 |
| | | 巡回支援専門員整備事業※ | 発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。 |
| | 社会参加支援 | レクリエーション活動等支援事業※ | 交流、余暇活動の質の向上、体力増強等のためのレクリエーション教室や運動会を開催し、障がいのある人の社会参加を促進します。 |
| | | 音の広報等発行事業※ | 情報の入手が困難な視覚障がい者の社会生活における支援を行うことを目的に、市の広報紙や議会広報等をデジタル録音図書として音訳します。 |
| | | 音訳ボランティア養成事業※ | 視覚障がい者に市の広報紙や議会広報等の情報を音訳して提供する音訳ボランティアの養成を行います。 |
| | | 障がい者自動車運転免許取得費助成事業・障がい者用自動車改造費助成事業※ | 自動車運転免許取得・改造に要する費用の助成を行います。 |

注) ※印は米原市実施事業

<地域生活支援促進事業>

| 事業名 |
|-------------------|
| 障がい者虐待防止対策支援事業※ |
| 成年後見制度普及啓発事業※ |
| 発達障がい児者および家族等支援事業 |

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等への理解を深めるための啓発活動等を通じて、障がい者が感じる日常生活や社会生活を営む上での「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現に努めています。

啓発事業の担い手の育成、当事者・当事者団体との連携を図っていく必要があります。

図表3-34 障がい啓発事業

| 区分 | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|----|--------|-------|-------|
| 計画 | 回 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | 回 | 1 | 23 | — |

(注) 平成30年度は手話フェスタ。令和元年度は手話フェスタ、手話出前講座、手話チャレンジ講座

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援しています。夏休み中の日中余暇支援として、毎年「発達障がいサポートネット でこぼこフレンズ」の主催でサマースクールが開催されています。

図表3-35 障がい児サマースクール

| 区分 | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|----|--------|-------|-------|
| 計画 | 回 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | 回 | 1 | 1 | 1 |

(3) 相談支援事業

平成31年4月に、基幹相談支援センターである「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」を圏域で設置しました。同センターは、相談支援の中核的な役割を担う機関として、機能強化員や相談支援事業所、各関係機関との連携、サービス等利用計画作成のための調整等を行い、地域の相談支援体制の強化を図りました。

機能強化員とは、障がい当事者や家族からの様々な相談や、困難事例に係る二次的な相談等に対し、専門的に対応する相談員をいいます。湖北圏域では5か所の相談支援事業所に配置されており、市内には「障がい者相談支援センター ほたる」があります。

また、各相談支援事業所は、平成27年に開設された米原市権利擁護センターと連携して相談支援を行いました。同センターでは、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や法人後見事業を行うなど、権利擁護に関する相談から支援までを総合的に行っています。

図表 3-36 相談支援事業のサービス見込量

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------------------------|-----|-----|--------|-------|-------|
| 障害者相談支援事業 事業所数 (市内) | 計 画 | か所 | 3 | 4 | 4 |
| | 実 績 | か所 | 3 | 3 | 3 |
| 基幹相談支援センター | 計 画 | か所 | 0 | 1 | 1 |
| | 実 績 | か所 | 0 | 1 | 1 |
| 基幹相談支援センター等機能強化 事業（市内） | 計 画 | か所 | 1 | 1 | 1 |
| | 実 績 | か所 | 1 | 1 | 1 |
| 住宅入居等支援事業（居住サポ ート事業） | 計 画 | | 未実施 | 未実施 | 実施 |
| | 実 績 | | 未実施 | 未実施 | 未実施 |

(4) 成年後見制度利用支援事業等

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度を利用するにあたり費用を負担することが困難な人に代わって、市が審判の申立てにかかる費用や、後見人等への報酬の助成を行う事業です。計画では、2人の利用を見込みましたが、審判の申立てにかかる費用の助成はありませんでした。後見人等への報酬の助成については、平成30年度は5人、令和元年度は6人となっており、計画を上回っています。

市では、平成27年に米原市権利擁護センターを開設し、運営を米原市社会福祉協議会に委託しています。同センターでは法人後見事業を行っています。

図表 3-37 成年後見制度

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------|-----|-----|--------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 計 画 | 人 | 2 | 2 | 2 |
| | 実 績 | 人 | 5 | 6 | — |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 計 画 | | 未実施 | 未実施 | 実施 |
| | 実 績 | | 未実施 | 未実施 | 未実施 |

(5) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業では、市の手話通訳者または滋賀県聴覚障害者福祉協会に登録されている手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。

手話通訳者の設置は2人を計画していましたが、計画期間中1人の設置であり、計画を下回っています。

手話通訳者派遣事業の利用者は10人を見込んでいましたが、平成30年度は15人、令和元年度12人と計画を上回りました。また、利用回数は年200回を超えており、計画を大きく上回っています。

要約筆記者派遣事業の利用者は、平成30年度、令和元年度ともに1人であり、計画を下回っています（図表3-38）。

図表3-38 意思疎通支援事業のサービス利用状況

| 区 分 | | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | |
|----------------|----|-------|--------|-------|-------|----|
| ①手話通訳者 設置事業 | 計画 | 実設置者数 | 人 | 2 | 2 | 2 |
| | 実績 | 実設置者数 | 人 | 1 | 1 | 1 |
| ②手話通訳者 派遣事業 | 計画 | 実利用者数 | 人 | 10 | 10 | 10 |
| | | 回数 | 回/年 | 40 | 50 | 60 |
| | 実績 | 実利用者数 | 人 | 15 | 12 | — |
| | | 回数 | 回/年 | 248 | 227 | — |
| ③要約筆記者 派遣事業 | 計画 | 実利用者数 | 人 | 2 | 2 | 2 |
| | | 回数 | 回/年 | 30 | 40 | 50 |
| | 実績 | 実利用者数 | 人 | 1 | 1 | — |
| | | 回数 | 回/年 | 8 | 10 | — |

なお、市では独自の派遣制度を設けるほか、地域人材育成のため、手話奉仕員養成講座を実施しています。令和元年度の修了者数は13人で計画を下回っています。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となっています（図表3-39）。

課題としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮して手話講座を開催する必要があること、新型コロナウイルス感染症拡大のため受講生が集まりにくいことがあげられます。

図表3-39 手話奉仕員養成講座の実施状況

| 区 分 | | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|---------|----|--------|-------|-------|
| 計画 | 講座数 | 講座 | 1 | 1 | 1 |
| | 定員数 | 人 | 20 | 20 | 30 |
| | 修了見込み者数 | 人 | 0 | 20 | 0 |
| 実績 | 講座数 | 講座 | 1 | 1 | (中止) |
| | 定員数 | 人 | 20 | 20 | (中止) |
| | 修了者数 | 人 | 14 | 13 | (中止) |

(注) 平成30年度は入門編、令和元年度は基礎編を開催、令和2年度の入門編は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(6) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具の給付・貸与の実績は図表3-40のとおりです。

用具の種類は、⑤排せつ管理支援用具のストマ装具や紙おむつ等の利用が多くなっています。

図表3-40 日常生活用具給付等事業のサービス利用状況

単位：件

| 区 分 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------------------|--------|-------|-------|
| 計画 | ①介護・訓練支援用具 | 6 | 6 | 6 |
| | ②自立生活支援用具 | 4 | 4 | 4 |
| | ③在宅療養等支援用具 | 9 | 9 | 9 |
| | ④情報・意思疎通支援用具 | 7 | 7 | 7 |
| | ⑤排せつ管理支援用具 | 1,300 | 1,400 | 1,500 |
| | ⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費） | 3 | 3 | 3 |
| 実績 | ①介護・訓練支援用具 | 2 | 2 | — |
| | ②自立生活支援用具 | 8 | 4 | — |
| | ③在宅療養等支援用具 | 3 | 10 | — |
| | ④情報・意思疎通支援用具 | 8 | 7 | — |
| | ⑤排せつ管理支援用具 | 1001 | 908 | — |
| | ⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費） | 1 | 4 | — |

図表3-41 日常生活用具の給付・貸与実績

単位：件

| 区 分 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------------|--------|-------|
| 入浴補助用具 | 1 | 2 |
| T字状・棒状のつえ | — | 1 |
| 移動・移乗支援用具 | 5 | 1 |
| 頭部保護帽 | 1 | — |
| ネブライザー（吸引器） | 2 | 1 |
| 電気式たん吸引器 | 1 | 8 |
| 盲人用体温計・血圧計（音声式） | — | 1 |
| 盲人用時計 | — | 2 |
| 視覚障がい者用ポータブルレコーダー | 1 | 2 |
| 視覚障がい者用拡大読書器 | 1 | — |
| 聴覚障がい者用屋内信号装置 | 1 | — |
| 聴覚障がい者用通信装置 | 1 | 1 |
| 聴覚障がい者用情報受信装置 | 3 | — |
| 情報・通信支援用具 | 2 | 2 |
| ストマ装具 | 783 | 697 |
| 紙おむつ等 | 187 | 182 |
| 特例給付 | 31 | 29 |
| 住宅改修 | 1 | 4 |
| 特殊マット | 1 | — |
| エアマット | 1 | 2 |
| 合 計 | 1,023 | 935 |

(注) 利用のあった用具のみを記載

(7) 移動支援事業

移動支援事業の利用者数、利用時間数は増加傾向にあり、平成30年度、令和元年度は計画を上回っています。

図表3-42 移動支援事業のサービス利用状況

| 区 分 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|-------------|--------|-------|-------|
| 計画 | 事業所数 | 18 | 19 | 19 |
| | 利用者数（人／月） | 69 | 70 | 71 |
| | 利用時間数（時間／月） | 450 | 480 | 500 |
| 実績 | 事業所数 | 18 | 19 | 18 |
| | 利用者数（人／月） | 74 | 78 | 61 |
| | 利用時間数（時間／月） | 493 | 495 | 414 |

(注) 平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は推計値

(8) 地域活動支援センター

地域活動支援センターとして「障害者支援センターそら」においてサービスが提供されています。令和元年度の利用は11人となっており、計画を下回っています。

図表3-43 地域活動支援センターのサービス利用状況

| 区 分 | | | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|----|------|----|--------|-------|-------|
| 計画 | I型 | 事業所数 | か所 | 1 | 1 | 1 |
| | | 利用者数 | 人 | 25 | 25 | 25 |
| 実績 | I型 | 事業所数 | か所 | 1 | 1 | 1 |
| | | 利用者数 | 人 | 11 | 11 | — |

(注) 利用者数は実人員

(9) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業の利用者数は、平成30年度、令和元年度ともに1人となっており、利用者数は計画どおり、利用回数は計画より多くなっています。

図表3-44 訪問入浴サービス事業の利用状況

| 区 分 | | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|-----|--------|-------|-------|
| 計画 | 事業所数 | か所 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 人 | 1 | 1 | 2 |
| 実績 | 事業所数 | か所 | 1 | 1 | — |
| | 利用者数 | 人 | 1 | 1 | — |
| | 利用回数 | 回／月 | 4 | 3 | — |

(注) 平成30年度、令和元年度は年度平均

(10) 日中一時支援事業

日中、障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応の訓練等を支援する日中一時支援事業については、事業所数は計画を上回りましたが、利用者数、利用回数は計画を下回っています。

図表 3-45 日中一時支援事業の利用状況

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|-----|--------|-------|-------|
| 計 画 | 事業所数 | か所 | 22 | 22 | 23 |
| | 利用者数 | 人/月 | 78 | 80 | 85 |
| | 利用回数 | 回/月 | 210 | 220 | 250 |
| 実 績 | 事業所数 | か所 | 24 | 28 | 27 |
| | 利用者数 | 人/月 | 49 | 47 | — |
| | 利用回数 | 回/月 | 200 | 196 | — |

(注) 平成30年度、令和元年度は年度平均

(11) 社会参加支援事業

① 音の広報等発行事業

音の広報等発行事業として、市の広報の紹介や必要度の高い情報等を音声によって提供しています。平成30年度、令和元年度は16回と計画を下回っています。新型コロナウイルス感染防止に配慮した音の広報作成作業を工夫する必要があります。

図表 3-46 音の広報等発行事業

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|-----|--------|-------|-------|
| 計 画 | 発行回数 | 回 | 22 | 22 | 22 |
| 実 績 | 発行回数 | 回 | 16 | 16 | — |

② 音訳ボランティア養成事業

視覚に障がいのある人に、活字で書かれている書籍や雑誌等の内容を音声にして伝える音訳ボランティア養成事業の初級編受講者数は、平成30年度、令和元年度は5人となっています。音訳ボランティアとして活躍できる人材の育成が課題となります。

図表 3-47 音訳ボランティア養成事業

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|---------|-----|--------|-------|-------|
| 計 画 | 初級編受講者数 | 人 | 6 | 6 | 6 |
| 実 績 | 初級編受講者数 | 人 | 5 | 5 | — |

③ 障がい者自動車運転免許取得費助成事業

障がい者自動車運転免許取得費助成事業は、身体に障がいのある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、経費の一部を助成する事業です。令和元年度に1人の利用がありました。利用者数は0～1人で推移してきており、今後もこの傾向が続くと予測されます。

図表3-48 障がい者自動車運転免許取得費助成事業

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|-----|--------|-------|-------|
| 計画 | 利用者数 | 人 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | 利用者数 | 人 | 0 | 1 | — |

④ 障がい者用自動車改費造助成事業

肢体不自由である障がい者が、自ら自動車を運転できるように改造する必要がある場合に、その経費の一部を助成する自動車改造助成事業は、年度によって増減が大きく変わりますが、令和元年度は1人の利用となっています。

図表3-49 障がい者用自動車改造費助成事業

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|-----|--------|-------|-------|
| 計画 | 利用者数 | 人 | 2 | 2 | 2 |
| 実績 | 利用者数 | 人 | 4 | 1 | — |

(12) 地域生活支援促進事業

① 障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待防止対策支援事業では、事態の早期発見や素早い対応のため、高齢者の虐待防止ネットワークと連携して取り組んでいます。

図表3-50 障がい者虐待防止対策支援事業

| 区 分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|-------|-------|
| 計画 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 実績 | 実施 | 実施 | 実施 |

② 成年後見制度普及啓発事業

米原市権利擁護センターにおいて、高齢者分野と一体的に実施しています。

図表3-51 成年後見制度普及啓発事業

| 区 分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|-------|-------|
| 計画 | 未実施 | 実施 | 実施 |
| 実績 | 実施 | 実施 | 実施 |

3 児童福祉法に基づく障がい児の支援について

| サービスの種類 | サービスの内容 |
|-------------|--|
| 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作や知識を得ることや、集団生活への適応訓練を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作や知識を得ることや、集団生活への適応訓練に加え、医療スタッフによる支援を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 就学している児童に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を支援するとともに放課後の居場所を提供します。 |
| 保育所等訪問支援 | 支援員が保育所などを訪問し、障がい児に対して、集団生活に適応するための支援を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 外出することが困難な障がいのある児童の家を訪問し、児童発達支援を行います。 |
| 障害児相談支援 | 障がいのある児童の心身の状況、その置かれている環境、障がいのある児童又はその保護者の意向等を勘案し、利用する支援について「障害児支援利用計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間ごとに利用状況を検証します。 |

(1) 児童発達支援

利用者数は令和元年度62人となっており増加傾向にあります。利用者数、利用量ともに計画を上回っています。

市内事業所としては、平成28年4月に児童発達支援センターてらす内にく児童発達支援ひまわり>が整備されています。

図表3-52 児童発達支援のサービス利用状況

| 区分 | | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|------|------|--------|-------|-------|
| 計画 | 利用者数 | 人/月 | 50 | 53 | 56 |
| | 利用量 | 人日/月 | 162 | 172 | 183 |
| 実績 | 利用者数 | 人/月 | 61 | 62 | 45 |
| | 利用量 | 人日/月 | 221 | 232 | 163 |

(注) 利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

(2) 医療型児童発達支援

市内には医療型児童発達支援として指定を受けた施設はありませんが、「児童発達支援センターてらす」内にく児童発達支援ひまわり>において、医療ケアの必要な重症心身障がい児の療育を行っています。

図表3-53 医療型児童発達支援のサービス利用状況

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|------|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人/月 | 0 | 0 | 1 |
| | 利用量 | 人日/月 | 0 | 0 | 23 |
| 実 績 | 利用者数 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 | 人日/月 | 0 | 0 | 0 |

(3) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスでは、放課後や夏休み等の長期休暇中において、障がいのある児童生徒の自立を促進するための訓練等とともに、放課後等の居場所づくりを行っています。令和元年度の1か月当たりの実利用者数は58人、延べ利用者数は459人となっており、利用者数は計画を上回り、利用量は計画を下回っています。

市内事業所としては、「児童発達支援センターてらす内の〈放課後等デイサービス たいよう〉」「フォーラムまこと」があります。

図表3-54 放課後等デイサービスのサービス利用状況

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|------|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人/月 | 45 | 54 | 59 |
| | 利用量 | 人日/月 | 434 | 571 | 694 |
| 実 績 | 利用者数 | 人/月 | 52 | 58 | 45 |
| | 利用量 | 人日/月 | 411 | 459 | 319 |

(注) 利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

(4) 居宅訪問型児童発達支援

市内には居宅訪問型児童発達支援として指定を受けた施設はありませんが、児童発達支援センターてらす内の〈児童発達支援ひまわり〉において、新規ケースの受け入れ時に、家庭を訪問しての家庭療育を実施しています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症防止のため実施していません。

図表3-55 居宅訪問型児童発達支援のサービス利用状況

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|------|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人/月 | 2 | 3 | 5 |
| | 利用量 | 人日/月 | 16 | 24 | 40 |
| 実 績 | 利用者数 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 | 人日/月 | 0 | 0 | 0 |

(5) 保育所等訪問支援

保育所等に通っている障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応を支援しています。令和元年度の1か月当たりの実利用者数は31人、延べ利用者数は31人となっており、いずれも計画を下回っています。

市内事業所としては、「児童発達支援センターてらすく保育所等訪問支援さくらんぼ」があります。

図表3-56 保育所等訪問支援のサービス利用状況

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------|------|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人/月 | 50 | 53 | 56 |
| | 利用量 | 人日/月 | 105 | 127 | 134 |
| 実 績 | 利用者数 | 人/月 | 27 | 31 | 13 |
| | 利用量 | 人日/月 | 28 | 31 | 13 |

(注) 利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

(6) 障害児相談支援

障害児支援利用計画の作成や一定期間ごとにモニタリング等を行う障害児相談支援事業は、令和元年度の利用者は39人となっており、計画どおりです。

市内事業所としては、「児童発達支援センターてらすく児童発達相談支援ふたば」「障がい者相談センター ほたる」「米原市相談支援事業所」があります。

図表3-57 障害児相談支援利用見込量（年間における1月当たりの平均）

| 区 分 | | 単 位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|-----|--------|-------|-------|
| 計 画 | 利用者数 | 人 | 34 | 39 | 41 |
| 実 績 | 利用者数 | 人 | 29 | 39 | 26 |
| | 支給決定者数 | 人 | 123 | 141 | 148 |

(注) 利用者数は実人員。平成30年度、令和元年度は年度平均、令和2年度は3月～6月の平均

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の基本的な考え方

障害者総合支援法、児童福祉法の基本理念等を踏まえるとともに、米原市障がい者計画に掲げた「ともにつながり ともに育ち・学び ともにすすむまち 米原」の基本理念の実現に向け、次に掲げる点に配慮して計画を策定し、推進していきます。

- ①障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。
- ②身近な地域で障害福祉サービスを利用できるよう、提供体制の確保を図ります。また、障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実を図ります。
- ③地域共生社会の実現に向け、地域生活支援の拠点づくりなどの提供体制の整備を推進するとともに、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保を推進し、包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- ④障がいのある児童の健やかな育成を支援するため、障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、身近な地域で支援できるように、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保を図るとともに、関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加やソーシャルインクルージョン(すべての人々を地域社会の一員として包み込み支えあう考え方)を推進します。

加えて、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、医療的ケアを始め専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

- ⑤障害福祉サービス等を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。
- ⑥障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮および社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

- ⑦近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行や、それに伴う働き方の変化等を踏まえ、これらへ対応していくための体制整備を強化していきます。

(2) サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

計画策定の基本的な考え方を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を推進します。

- ①必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障がいのある人等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実および地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児者や、医療的ケアを必要とする障がい児者に対する支援体制の充実
- ⑥災害や感染症対策に係る体制整備

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、基幹相談支援センターを中心として、障害福祉サービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図ります。

また、地域生活への移行や地域への定着、地域生活の継続などのニーズに対応できるよう、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の充実を図ります。

発達障がい者等に対する支援に関して、相談体制の充実、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保を図ります。

複数の相談支援機関が連携することにより、包括的、重層的な相談支援を行います。

(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援の確保と共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童と家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加やソーシャルインクルージョンの推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保
- ⑥難聴児等が手話を獲得または習得できる環境の整備

2 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の数値目標の成果

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設から地域生活への移行については、令和2年度末までに、2人（5%）が地域での生活に移行することを目指すとともに、新規利用者数を同数と見込み、入所者数は40人、削減数は0人を見込んでいました。

計画期間内の退所は6人あり、特別養護老人ホームが2人、死亡が4人となっており、地域生活移行者はありませんでした。また、新規入所が4人あり、施設入所者数は38人となりました。

図表4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値と実績

| 区 分 | | 人数 (%) | 考 え 方 |
|-------------------|------------|--------|---------------------------------------|
| 平成28年度末の施設入所者数 | | 40人 | 平成28年度末の全施設入所者数 |
| 令和2年度末の施設入所者数（実績） | | 38人 | 令和2年度末の全施設入所者数 |
| 地域生活移行者数 | 計画（目標） | 2人（5%） | 令和2年度末までの地域生活移行者数 |
| | 実績 対計画比 | 0人（0%） | 地域生活移行者はありませんでした。 |
| 削減見込み | 計画（目標） | 0人（0%） | 令和2年度末時点の削減見込 |
| | 実績 対計画比 | 2人（5%） | 施設入所者は、退所者が6人、新規入所者が4人、全体では2人減少しています。 |

図表4-2 施設退所者の状況

単位：人

| 区 分 | 施設退所者数 | 退所後の状況（移行先） | | |
|--------|--------|-------------|-----------|----------------|
| | | グループホーム | 特別養護老人ホーム | 死 亡 (病院入院後) |
| 平成28年度 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 平成29年度 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 平成30年度 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 令和元年度 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 令和2年度 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| 合 計 | 6 | 0 | 2 | 4 |

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するための、保健、医療、福祉関係者等による協議の場については、圏域で湖北地域精神障がい者支援者会議を設置しています。

図表 4-3 保健、医療、福祉関係者等による協議の場の設置

| 項目 | 実績 |
|------------------------|-----|
| 保健、医療、福祉関係者等による協議の場の設置 | 設置済 |

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点については、令和2年度に圏域で整備（面的整備）を行いました。

図表 4-4 地域生活支援拠点等の整備

| 項目 | 実績 |
|-----------------------|-----|
| 地域生活支援拠点等の整備 圏域で整備 | 整備済 |

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設から一般就労へ移行する人については、6人を目標としていましたが、実績は5人（83.3%）となっています。

図表 4-5 福祉施設から一般就労への移行目標数値

| 目標数値 | | 実績 | |
|-----------------|----------|------------------|----|
| 目標年度の年間一般就労移行者数 | 6人（1.5倍） | 令和元年度の年間一般就労移行者数 | 5人 |

② 就労移行支援事業の利用者の増加

令和2年度の就労移行支援事業利用者を20人とする目標としていましたが、実績は13人（65.0%）となっています。

図表 4-6 就労移行支援事業の目標利用者数

| 目標数値 | | 実績 | |
|--------------------|-----------|----------------------|-----|
| 目標年度の就労移行支援事業の利用者数 | 20人（1.7倍） | 令和元年度末の就労移行支援事業の利用者数 | 13人 |

③ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30%以上の事業所を全体の50%以上とすることを目標としていました。市内事業所は1か所であり、当該事業所の就労移行率は30%を上回っています。

図表4-7 就労移行率が30%以上の事業所の割合目標

| 目標数値 | | 実績 | |
|-------------------------|-------|--------------------|------|
| 目標年度の就労移行率が30%以上の事業所の割合 | 50%以上 | 就労移行率が30%以上の事業所の割合 | 100% |

④ 職場定着率の増加

就労定着支援事業の提供体制の整備を促進するとともに、サービスが開始された時点から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目標としていました。利用者5人すべてが職場定着を果たしています。

図表4-8 職場定着率

| 目標数値 | | | 実績 | |
|---------------|----|---------------------------|-------------|------------|
| 就労定着支援事業の利用者数 | 5人 | サービス開始1年後の職場定着者数 職場定着率 | 4人 80%以上 | 5人 100% |

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

「児童発達支援センターてらす」が市内に1か所整備され、同事業所内に「保育所等訪問支援さくらんぼ」も設けられています。

今後、利用量の拡充に努めます。

図表4-9 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

| 項目 | 現状 | 実績 | 目標数値 |
|------------|-----|-----|-----------------|
| 児童発達支援センター | 1か所 | 1か所 | 圏域に1か所以上整備 |
| 保育所等訪問支援 | 1か所 | 1か所 | サービスが利用できる体制を整備 |

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所1か所の整備を目標としていましたが確保はできていません。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス

事業所の整備はできておりませんが、市内の「児童発達支援センターてらす」内の＜児童発達支援ひまわり＞において、重症心身障がい児の療育を行っています。

同じく、「児童発達支援センターてらす」内の＜放課後等デイサービスたいよう＞において、重症心身障がい児の受入れを行っています。

また、令和3年度に開所する新設事業所においても、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスに対応する予定です。

図表4-10 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

| 項目 | 目標数値 | 実績 |
|----------------------------|--------------------|----|
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 | 令和2年度末までに、圏域に1か所設置 | 0 |
| 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所 | 令和2年度末までに、圏域に1か所設置 | 0 |

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

長浜米原しょうがい者自立支援協議会の重介護・医療ケア検討部会において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行っています。

図表4-11 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

| 項目 | 目標数値 | 実績 |
|-----------------------|--------------------|------|
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 | 令和2年度末までに、圏域に1か所設置 | 設置済み |

3 本計画の成果目標

国の基本指針では、地域生活への移行、就労支援などの課題に対応するため、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定するとともに、これらの成果目標を達成するため、活動指標（障害福祉サービスの量等）を計画に見込むことが適当とされています。

本市においても、同基本指針を踏まえて数値目標を定めています。

図表4-12 基本指針の成果目標

| 区 分 | 成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標） |
|-----------------------------------|--|
| ①施設入所者の地域生活への移行 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減 |
| ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し） | <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）（新） ・精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（平成30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減） ・退院率：3か月後69%、6か月後86%、1年後92%（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準） |
| ③地域生活支援拠点等有する機能の充実（項目の見直し） | <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討 |
| ④福祉施設から一般就労への移行（項目の見直し） | <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍 うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍（新） ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用（新） ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新） |
| ⑤障がい児支援の提供体制の整備等（項目の見直し） | <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ・難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保（新） ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ・医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置および医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新） |
| ⑥相談支援体制の充実・強化【新たな項目】 | <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保 |
| ⑦障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】 | <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築 |

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ① 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数38人のうち、2人（5.3%）が地域での生活に移行するものとします。
- ② 令和5年度末時点の施設入所者については、これまでの実績を踏まえ、計画期間内の退所者数2人と新規利用者数2人を見込み、入所者数は38人、削減数は0人とします。
- ③ 県外福祉施設入所者のうち、一人でも多くの方が県内での生活を実現することを目指します。県外の施設入所者のうち1人が令和5年度末に県内での生活を実現することを目標とします。

図表4-13 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

| 基準値 | | 目標数値 | |
|---------------|-----|-------------------|----------|
| 令和元年度末の施設入所者数 | 38人 | 令和5年度末までの地域生活移行者数 | 2人（5.3%） |
| | | 令和5年度末時点の削減見込 | 0人（0%） |

図表4-14 県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の目標数値（滋賀県独自目標）

| 基準値 | | 目標数値 | |
|------------------|----|-----------------|----|
| 令和元年度末の県外の施設入所者数 | 5人 | 令和5年度末の県内での生活者数 | 1人 |

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的・継続的な地域生活支援体制の整備を進め、長期入院精神障がい者の地域移行を促進します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

圏域での整備（面的整備）を行っており、その機能の充実を図るため、定期的に運用状況の検証、検討を行います。

図表4-15 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

| 基準値 | | 数値目標 | |
|--------------|-----|----------------------|------|
| 地域生活支援拠点等 | 1か所 | 令和5年度末までに1つ以上確保 | 1か所 |
| 運用状況の検証、検討回数 | — | 運用状況の検証・検討（相談ワーカー部会） | 年12回 |

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

福祉施設から一般就労へ移行する人については、全体では8人を目標とします。就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型のそれぞれに係る移行者数の目標は図表4-16の通りとします。

図表4-16 福祉施設から一般就労への移行目標数値

| 基準値 | | 数値目標 | |
|----------------|----|----------------|----------|
| 令和元年度の一般就労移行者数 | | 令和5年度の一般就労移行者数 | |
| 全体 | 5人 | 全体 | 8人(1.6倍) |
| 就労移行支援 | 5人 | 就労移行支援 | 6人(1.2倍) |
| 就労継続支援A型 | 0人 | 就労継続支援A型 | 1人(-倍) |
| 就労継続支援B型 | 0人 | 就労継続支援B型 | 1人(-倍) |

② 就労定着支援事業の利用者の増加

就労定着支援事業の提供体制の整備を促進するとともに、令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合を70%以上とすることを目指します。

図表4-17 就労定着支援事業の利用者の割合

| 基準値 | | 数値目標 | |
|--------------|---|---|-------|
| 就労定着支援事業の利用者 | — | 令和5年度末の就労定着支援事業の利用者 | 4人 |
| | — | 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合 | 70%以上 |

③ 就労定着支援事業所の就労定着率の増加

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の100%とすることを目指します。

図表4-18 就労定着支援事業の就労定着率

| 基準値 | | 数値目標 | |
|-------|------|--------------------|------|
| 就労定着率 | 100% | 就労定着率が80%以上の事業所の割合 | 100% |

(注) 就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターは、「児童発達支援センターてらす」が市内に1か所整備されています。また、同じ事業所には、「保育所等訪問支援さくらんぼ」も設けられており、利用量の充実に努めます。

図表4-19 児童発達支援センターの設置

| 基準値 | | 数値目標 | |
|---------------------|-----|------------|-----|
| 令和2年度における児童発達支援センター | 1か所 | 令和5年度末の設置数 | 1か所 |

図表4-20 保育所等訪問支援を利用できる体制

| 基準値 | | 数値目標 | |
|------------------------|----|-------------|----|
| 令和2年度の保育所等訪問支援を利用できる体制 | 実施 | 令和5年度末の事業所数 | 実施 |

- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

「児童発達支援センターてらす」は、医療機関に併設されているため、重症心身障がい児の受入れも対応可能な施設です。令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所1か所の整備を目指します。

図表4-21 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

| 基準値 | | 数値目標 | |
|----------------------------------|---|-------------|-----|
| 令和2年度の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 | — | 令和5年度末の事業所数 | 1か所 |
| 令和2年度の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所 | — | 令和5年度末の事業所数 | 1か所 |

- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場については、長浜米原しょうがい者自立支援協議会の重介護・医療ケア検討部会において、医療的ケア児が適切な支援を受けられる体制を目指して協議を行います。

図表4-22 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

| 基準値 | | 数値目標 | |
|-----------------------|---|-------------|----|
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 | — | 令和5年度末の協議の場 | 設置 |

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成、相談機関との連携強化など、地域の相談支援体制を強化する体制を確保します。

複数の相談支援機関が連携することにより、包括的、重層的な相談支援を行います。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させ、障がい者等が真に必要なサービスを提供できるよう、職員の研修等への参加、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を共有する取組を進めます。

障がい者計画等審議会を中心に障害福祉サービス等の質を向上させるための取組について協議するとともに、長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センターや長浜米原しょうがい者自立支援協議会等と連携し、体制の構築を目指します。



第5章 サービス利用見込みと確保策

5-1 障害福祉サービス

1 訪問系サービス

(1) サービスの見込み

訪問系サービスの見込量は、第5期計画期間の実績を参考として、増加を見込んでいます。

重度障害者等包括支援は、本計画期間中については見込んでいませんが、利用を妨げるものではありません。

図表5-1 訪問系サービスの1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|----|-------|-------|-------|-------|
| 居宅介護 | 利用者数 | 人 | 74 | 79 | 83 | 88 |
| | 利 用 量 | 時間 | 925 | 961 | 999 | 1,038 |
| 重度訪問介護 | 利用者数 | 人 | 4 | 4 | 5 | 7 |
| | 利 用 量 | 時間 | 439 | 502 | 574 | 656 |
| 同行援護 | 利用者数 | 人 | 0 | 2 | 2 | 3 |
| | 利 用 量 | 時間 | 0 | 20 | 25 | 30 |
| 行動援護 | 利用者数 | 人 | 14 | 19 | 20 | 21 |
| | 利 用 量 | 時間 | 404 | 428 | 453 | 480 |
| 合 計 | 利用者数 | 人 | 92 | 104 | 110 | 119 |
| | 利 用 量 | 時間 | 1,768 | 1,911 | 2,051 | 2,204 |

(注) 令和2年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

(2) サービスの確保策

- ・大幅な増加は見込んでおらず、既存事業所により対応できると考えます。また、介護保険の訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所等の参入、事業拡大を働き掛けることなどにより、サービス必要量の確保に努めます。
- ・重度訪問介護のヘルパー要件を取得する居宅介護職員初任者研修等事業費補助事業（重度訪問介護従事者養成研修基礎課程）など、事業所の人材の確保・育成を支援します。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量は、第5期計画期間の実績を基に、年度当たりの増加数、特別支援学校卒業生の新規利用者数等、1人当たりの利用日数を勘案して見込んでいます。

日中活動系サービスについては、障がいの状況に応じて、生活介護、就労継続支援B型、就労継続支援A型など様々なサービスがあります。生活介護や就労継続支援B型について、今後の受入れ不足を危惧する声があります。特別支援学校卒業後の進路として日中活動系サービスの利用を希望する生徒も多いことから、日中活動の場の確保は重要課題です。同時に、より一般就労に近い形、より収入の多い場へのステップアップを目指す支援も重要と考えます。

(1) 生活介護

【サービス量の見込み】

毎年4人程度の伸びで推移すると見込んでいます。

図表5-2 生活介護の1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | | 単 位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 生活介護 | 利用者数 | 人 | 118 | 122 | 126 | 130 |
| | 利 用 量 | 日 | 2,196 | 2,251 | 2,308 | 2,366 |

(注) 令和2年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・令和3年度に生活介護・放課後等デイサービス・短期入所（ショートステイ）等の複合事業所が開所することなどから、既存事業所と併せて対応できると考えます。
- ・既存事業所の事業拡大、新規参入を促進するとともに、介護保険の通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護等の共生型サービスへの参入を促進します。
- ・就労継続支援等への移行を促進することにより受入れ枠の拡大を促進します。
- ・利用日数の少ない利用者、高齢の利用者等他制度の活用を検討します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

【サービス量の見込み】

実績から大幅な増加はなく、毎年度2人の利用を見込んでいます。

図表5-3 自立訓練（機能訓練）の1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------|----|-------|-------|-------|-------|
| 自立訓練 （機能訓練） | 利用者数 | 人 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 利 用 量 | 日 | 55 | 55 | 55 | 55 |

（注） 令和2年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・草津市にある「むれやま荘」で実施されている事業であり、支援の継続が確保されるものと考えます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

【サービス量の見込み】

機能訓練と同様、実績から大幅な増加はなく、毎年度3～4人の利用を見込んでいます。

図表5-4 自立訓練（生活訓練）の1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------|----|-------|-------|-------|-------|
| 自立訓練 （生活訓練） | 利用者数 | 人 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| | 利 用 量 | 日 | 51 | 55 | 75 | 75 |

（注） 令和2年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・草津市にある「むれやま荘」で実施されている事業であり、支援の継続が確保されるものと考えます。

(4) 就労移行支援

【サービス量の見込み】

第5期計画期間中は新型コロナウイルス感染症予防のため利用を避けた方がおられたことにより利用が減少しています。毎年度15人の利用として見込んでいます。

図表5-5 就労移行支援の1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|----|-------|-------|-------|-------|
| 就労移行支援 | 利用者数 | 人 | 12 | 15 | 15 | 15 |
| | 利 用 量 | 日 | 204 | 235 | 250 | 250 |

(注) 令和2年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・計画期間内については、おおむね供給量は確保できると考えます。就労移行支援は、一般就労への移行、特別支援学校卒業者などが利用するサービスとして重要であり、就労移行支援への参入や事業拡大を促進します。

(5) 就労継続支援（A型）

【サービス量の見込み】

第5期計画期間中は、毎年度3人の増加となっています。全国的に事業所の参入、廃止が多く見られるサービスですが、更に利用者は増加すると予測し、毎年度3～4人の増加を見込んでいます。

図表5-6 就労継続支援（A型）の1か月当たりの利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------|----|-------|-------|-------|-------|
| 就労継続支援 （A型） | 利用者数 | 人 | 41 | 44 | 47 | 51 |
| | 利 用 量 | 日 | 775 | 823 | 874 | 928 |

(注) 令和2年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・全国的に急激に事業所参入が進みましたが、一方でサービスの質が問題視され、利用者に支払う賃金の総額以上の事業収益を確保すべきとする原則が明示されるなど、サービスの質を確保するため指定基準等が改正されました。これにより、全国的に事業所の廃止が相次いだ経緯がありますが、圏域内では大きな影響はありませんでした。障がいのある人の経済的自立や生きがいとして必要なサービスであることから、質の確保を図るとともに、更なる事業所の参入を促進し、より一般就労に近い形での就労を目指します。
- ・一般就労への移行を促進することにより受入れ枠の拡大を促進します。

(6) 就労継続支援（B型）

【サービス量の見込み】

第5期計画期間中も増加が続いており、特別支援学校卒業生の利用も予測されることから、毎年度3人の増加を見込んでいます。

図表5-7 就労継続支援（B型）の1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------|----|-------|-------|-------|-------|
| 就労継続支援 (B型) | 利用者数 | 人 | 109 | 112 | 115 | 118 |
| | 利 用 量 | 日 | 1,859 | 1,907 | 1,956 | 2,007 |

(注) 令和2年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（B型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

【サービスの確保策】

- ・令和2年5月に市内で1事業所が事業を開始しています。既存事業所の事業拡大、提供サービスの変更、新規参入等を促進します。
- ・就労継続支援A型、一般就労への移行を促進することにより受入れ枠の拡大を促進します。

(7) 就労定着支援

【サービス量の見込み】

就労定着支援は第5期計画期間中に制度化されたサービスで、平成30年度から適用となりました。就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスであり、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。毎年度10人の利用を見込んでいます。

図表5-8 就労定着支援の1か月当たり利用の量見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|------|----|-------|-------|-------|-------|
| 就労定着支援 | 利用者数 | 人 | 8 | 10 | 10 | 10 |

(注) 令和2年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・就労移行支援事業を実施している事業所が就労定着支援も実施しており、支援の継続が確保されるものと考えます。
- ・日中活動系サービスの事業所等に働き掛け、提供体制の整備を促進します。また、「湖北地域しょうがい者働き・暮らし応援センター」等の関係機関との連携を図ります。

(8) 療養介護

【サービス量の見込み】

対象者は、長期入院による医療的ケアが必要な重度の障がい者であり、第5期計画期間中は8人の利用で推移してきました。令和3年度以降も同程度の利用者数として8人を見込んでいます。

図表5-9 療養介護の1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|------|----|-------|-------|-------|-------|
| 療養介護 | 利用者数 | 人 | 8 | 8 | 8 | 8 |

(注) 令和2年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・現在利用している医療機関等で継続してサービス利用が確保されるものと考えます。

(9) 短期入所（ショートステイ）

【サービス量の見込み】

第5期計画期間中については、支給決定者は多いものの、1か月当たりの平均利用者は12～15人、54～73日となっています。介護者の高齢化への対応、レスパイトという観点からも利用意向は高くなると考えられることから、毎年度1人の増加を見込んでいます。

図表5-10 短期入所（ショートステイ）の1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|----|-------|-------|-------|-------|
| 短期入所 | 利用者数 | 人 | 12 | 18 | 19 | 20 |
| | 利 用 量 | 日 | 54 | 100 | 120 | 150 |

(注) 令和2年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・令和3年度に生活介護・放課後等デイサービス・短期入所（ショートステイ）等の複合事業所が開所することなどから、既存事業所と併せて対応できると考えます。
- ・短期入所（ショートステイ）は、利用希望日が重なる傾向があり、前回計画作成時のアンケート調査において「希望する日時に利用できるようにしてほしい」という声が多数ありました。介護保険の短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護等の参入、グループホームへの併設等を促進します。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

【サービス量の見込み】

自立生活援助は第5期計画期間中に制度化されたサービスで、平成30年度から適用となりました。施設・病院からの地域生活への移行者数等を勘案して、令和3年度から2～5人の利用を見込んでいます。

図表5-11 自立生活援助の1か月当たり利用量の見込み

| 区分 | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|----|-------|-------|-------|-------|
| 自立生活支援 | 人 | 1 | 2 | 3 | 5 |
| うち精神障がい者 | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(注) 令和2年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・相談支援等のサービス事業所に働き掛け、提供体制の整備を促進します。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

【サービス量の見込み】

共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、施設の整備予定等を勘案して、令和5年度に55人を見込んでいます。

図表5-12 共同生活援助（グループホーム）の1か月当たり利用量の見込み

| 区分 | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 共同生活援助（グループホーム） | 人 | 44 | 44 | 50 | 55 |
| うち精神障がい者 | 人 | 10 | 10 | 11 | 12 |

(注) 令和2年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・施設整備を事業所に働きかけていきます。特に障害支援区分の重い人も利用できる共同生活援助（グループホーム）の整備を促進します。

(3) 施設入所支援

【サービス量の見込み】

これまでの実績を踏まえ、計画期間内の退所者数と新規利用者数を同数と予測し、令和5年度末時点の施設入所者は38人と見込んでいます。

図表5-13 施設入所支援の1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----|-------|-------|-------|-------|
| 施設入所支援 | 人 | 38 | 38 | 38 | 38 |

(注) 令和2年度は見込み

◆国の基本指針

令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することとし、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

【サービスの確保策】

- ・施設入所支援については、共同生活援助（グループホーム）の整備により地域移行を促進するとともに、既存施設には、個室ユニット化の推進を働きかけ居住環境の充実を促進します。

4 相談支援

【サービス量の見込み】

計画相談支援は、計画の作成、モニタリング等が必要なサービス利用者全員が、相談支援を利用するとともに、サービス利用者が増加することを勘案して見込んでいます。

地域移行支援、地域定着支援については、精神障がい者1人を見込んでいます。

図表 5-14 相談支援の1か月当たり利用者数の見込み

| 区 分 | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|----|-------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 人 | 80 | 93 | 100 | 110 |
| 地域移行支援 | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| うち精神障がい者 | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援 | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| うち精神障がい者 | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(注) 令和2年度は見込み

◆国の基本指針

<計画相談支援>

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

<地域移行支援>

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所または入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

<地域定着支援>

現に利用している者の数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・第5期計画期間中に基幹相談支援センターである「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」が整備されました。相談支援専門員の質の向上を促進します。
- ・相談支援事業所に対して訪問等による専門的な指導・助言、人材育成のための支援等を行い、地域の相談支援体制の強化を図ります。

図表 5-15 地域の相談支援体制の強化

| 区 分 | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 訪問等による専門的な指導・助言 | 件 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 人材育成の支援 | 件 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 連携強化の取組 | 回 | 136 | 136 | 136 | 136 |

5-2 地域生活支援事業等

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【サービス量の見込み】

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

図表5-16 障がい啓発事業の見込み

| 区 分 | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|----|-------|-------|-------|-------|
| 障がい啓発事業 | 回 | 10 | 20 | 20 | 20 |

(注) 令和2年度は見込み

【サービスの確保策】

市内のサービス事業所や障がい者団体、地域のボランティア等が取り組む、障がいのある人等への理解を深める啓発活動を支援するとともに、市内の小中学校や地域住民に対して出前講座や啓発事業を行います。

(2) 自発的活動支援事業

【サービス量の見込み】

夏休み中の日中余暇支援として、障がい児サマースクールを実施します。また、障がい者当事者団体の啓発活動を支援します。

図表5-17 障がい児サマースクールの見込み

| 区 分 | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 障がい児サマースクールの実施 | 回 | 1 | 1 | 1 | 1 |

図表5-18 市内障がい者団体数の見込み

| 区 分 | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|
| 市内の障がい者団体 | 団体 | 5 | 6 | 6 | 6 |

【サービスの確保策】

市内で活動されている当事者団体等のマンパワーやボランティア活動を原動力とし、障がい児サマースクールを通じて夏休みの日中余暇支援を進めます。また、関係機関とも連携しながら、市内の障がい者団体の活動を支援します。

(3) 相談支援事業

【サービス量の見込み】

第5期計画期間中に、新たに基幹相談支援センターである「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」を設置しました。

図表5-19 相談支援事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

| 区 分 | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 障害者相談支援事業 | 事業所数 (市内) | か所 3 | 3 | 4 | 4 |
| 基幹相談支援センター | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 基幹相談支援センター等 機能強化事業 (市内) | か所 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 住宅入居等支援事業(居住サポート事業) | | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 |

図表5-20 相談支援体制の充実・強化のための取組

| 区 分 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|----|-------|-------|-------|
| 総合的・専門的な相談支援 | 件 | 11 | 12 | 13 |

【サービスの確保策】

- ・障害者相談支援事業について、市内の事業所は、「障がい者相談支援センター ほたる」などがあり、圏域の事業所は、「障害者支援センターそら」「湖北相談処 すだち」「相談支援事業所 ピットイン」などがあります。新規事業所の開設を支援し必要なサービスを確保できるよう努めます。
- ・相談支援の中核的な役割を担う機関として圏域で設置した「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」を中心に、地域の相談支援体制の強化や人材育成を図ります。
- ・公営住宅等への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行う住宅入居等支援事業(居住サポート事業)については、実施に向けて取り組みます。
- ・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

(4) 成年後見制度利用支援事業等

【サービス量の見込み】

成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の利用者は、毎年度4～6人と見込んでいます。

図表5-21 成年後見制度利用支援事業の年間サービス利用量の見込み

| 区 分 | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 人 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 |

(注) 令和2年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・米原市成年後見制度利用促進計画に基づき、市民が身近な地域で相談できるよう相談窓口の周知を行うなど、権利擁護支援の必要な人の早期発見を図るとともに、早期の段階からの包括的な相談支援を行います。特に、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用を目指し、その他の制度・事業を含めた包括的な支援を行います。また、多様な職種や関係機関等との連携による「地域連携ネットワーク」の強化を図ります。
- ・成年後見制度利用支援事業を継続し、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人を支援します。
- ・法人後見事業や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を行う米原市権利擁護センターと連携し、権利擁護に関する相談から支援までを総合的に行うとともに、成年後見制度法人後見支援事業について令和5年度の実施を目指します。

(注) 「米原市成年後見制度利用促進計画」は、「いきいき高齢者プランまいばら《第8期介護保険事業計画/高齢者福祉計画》」に掲載されています。

(5) 意思疎通支援事業

【サービス量の見込み】

これまでの実績を参考に、利用者数を見込んでいます。

図表5-22 意思疎通支援事業の年間サービス利用量の見込み

| 区 分 | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|------|-------|-------|-------|-------|
| ①手話通訳者設置事業 | 設置者数 | 人 | 1 | 2 | 2 |
| ②手話通訳者派遣事業 | 利用者数 | 人 | 21 | 21 | 22 |
| | 利用回数 | 回 | 250 | 260 | 270 |
| ③遠隔手話サービス事業 | 利用者数 | 人 | 16 | 17 | 18 |
| | 利用回数 | 回 | 260 | 280 | 310 |
| ④要約筆記者派遣事業 | 利用者数 | 人 | — | 1 | 2 |
| | 利用回数 | 回 | 5 | 8 | 10 |

(注) 令和2年度は見込み

図表 5-23 手話奉仕員養成講座の年間実施見込み

| 区 分 | | 単 位 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|---------------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 手話奉仕員 養成講座 | 講座数 | 講座 | 0 | 1 | 2 | 2 |
| | 定員数 | 人 | 0 | 20 | 30 | 30 |
| | 修了見込み者数 | 人 | 0 | 20 | 30 | 30 |

(注) 令和2年度の入門編は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

【サービスの確保策】

- ・市設置の手話通訳者または市や滋賀県聴覚障害者福祉協会に登録されている手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- ・手話奉仕員養成講座を実施し、地域での人材育成を進めるほか、「手と手をつなぐ 米原市手話言語条例に規定する施策の推進方針」に基づく事業の充実を図ります。

(6) 重度障がい者日常生活用具給付等事業

【サービス量の見込み】

第5期計画期間の実績を参考に、それぞれの支援用具の給付・貸与件数を次のように見込んでいます。ストマ用装具や紙おむつなどの排せつ管理支援用具は、第5期期間中に減少に転じていますが、今後の利用者の増加を見込んでいます。その他の用具は大幅な増減はないと見込んでいます。

図表 5-24 日常生活用具給付等事業の年間給付・貸与見込み

| 区 分 | 単 位 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-------------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| ①介護・訓練支援用具 | 件 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| ②自立生活支援用具 | 件 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| ③在宅療養等支援用具 | 件 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| ④情報・意思疎通支援用具 | 件 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| ⑤排せつ管理支援用具 | 件 | 900 | 950 | 1,000 | 1,050 |
| ⑥居住生活動作補助用具(住宅改造) | 件 | 3 | 3 | 3 | 3 |

(注) 令和2年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。
- ・継続した支援を行うとともに、用具の種目については必要に応じた見直しを行い、充実を図ります。

(7) 移動支援事業

【サービス量の見込み】

大幅な増加はないものの、障がいのある人の生きがい・社会参加を促進するために有効なサービスであることから徐々に増加していくと見込んでいます。

図表5-25 移動支援事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|------|----|-------|-------|-------|-------|
| 移動支援事業 | 事業所数 | か所 | 18 | 19 | 19 | 20 |
| | 利用者数 | 人 | 61 | 78 | 79 | 80 |
| | 利用時間 | 時間 | 414 | 495 | 515 | 545 |

(注) 令和2年度は見込み

【サービスの確保策】

休日や不定期的な利用など、多様なニーズにも対応できるよう、圏域内でサービス事業所の新規参入を促進します。

(8) 地域活動支援センター機能強化事業

【サービス量の見込み】

引き続き、「障害者支援センターそら」の利用を見込んでいます。

図表5-26 地域活動支援センター事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|------|----|-------|-------|-------|-------|
| 地域活動支援センター | 事業所数 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 人 | 11 | 11 | 11 | 11 |

(注) 令和2年度は見込み

【サービスの確保策】

「障害者支援センターそら」で実施している事業であり、支援の継続が確保されるものと考えます。

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

【サービス量の見込み】

令和3年度から2人の利用者増が見込まれるため、毎年度4人の利用を見込んでいます。

図表5-27 訪問入浴サービス事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|------|----|-------|-------|-------|-------|
| 訪問入浴サービス | 利用者数 | 人 | 2 | 4 | 4 | 4 |
| | 事業所数 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(注) 令和2年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・必要に応じたサービス利用が継続して確保されるものと考えます。
- ・他市の状況も参考としながら、サービスの充実を図ります。

(2) 生活訓練等事業

【サービス量の見込み】

音楽療法教室および視覚障がい者サロン開催支援ともに、おおむね現状の事業を継続していくものとして見込んでいます。ことばの教室事業は、令和3年度から提供体制を整えて事業を開始する予定で、毎年度3人の増加を見込んでいます。

図表5-28 生活訓練等事業の年間当たり実施回数・利用人数の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|-----|----|-------|-------|-------|-------|
| 音楽療法教室 | 開催数 | 回 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| 視覚障がい者サロン開催支援 | 開催数 | 回 | 12 | 12 | 12 | 12 |

(注) 令和2年度は見込み

図表5-29 ことばの教室の1か月あたりの見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|------|----|-------|-------|-------|-------|
| ことばの教室事業 | 利用者数 | 人 | 0 | 7 | 10 | 13 |
| | 利用日数 | 日 | 0 | 14 | 20 | 26 |

【サービスの確保策】

- ・音楽療法教室および視覚障がい者サロン開催支援については、社会福祉法人障がい児協会に委託して実施しており、利用しやすいよう連携を図っていきます。
- ・ことばの教室については、必要に応じたサービスを実施していく予定です。

(3) 日中一時支援事業

【サービス量の見込み】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため利用を避けた人がおられたことにより利用が減少していますが、夏休みや放課後の就労支援等、ニーズが高いサービスです。

図表5-30 日中一時支援事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

| 区 分 | | 単 位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 日中一時支援 | 事業所数 | か所 | 27 | 27 | 27 | 28 |
| | 利用者数 | 人 | 37 | 48 | 50 | 55 |
| | 利用回数 | 回 | 170 | 196 | 220 | 250 |

(注) 令和2年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・事業所数は増加してきており、おおむね対応は可能と考えます。
- ・介護保険の通所介護事業所へ参入を働き掛け、入浴支援を含めたサービス提供体制の整備を促進します。

(4) 巡回支援専門員整備事業

【サービス量の見込み】

令和2年度から地域生活支援事業として実施しており、令和3年度は放課後児童クラブからの利用、戸別訪問の増加、ペアレント・プログラム等の実施のため、大幅な増加が見込まれます。令和4年度以降は、令和3年度の事業を継続していくものとして見込んでいます。

図表5-31 巡回支援専門員整備事業の年間あたり実施回数・利用人数の見込み

| 区 分 | | 単 位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 巡回支援専門員 整備事業 | 訪問場所 | か所 | 22 | 25 | 25 | 25 |
| | 訪問回数 | 回 | 67 | 164 | 164 | 164 |
| | 利用者数 | 人 | 69 | 80 | 80 | 80 |

(注) 令和2年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・必要に応じたサービスを実施していく予定です。

(5) その他

【サービス量の見込み】

音の広報等発行事業、音訳ボランティア養成事業は、おおむね現状の事業を継続していくものとして見込んでいます。

障がい者自動車運転免許取得費助成事業について、第5期計画期間中は年1人程度の利用があり、今後、毎年度1人の利用として見込んでいます。障がい者用自動車改造費助成事業について、第5期計画期間中は年1～4人の利用となっており、今後、毎年度2人の利用として見込んでいます。

図表5-32 社会参加促進事業の年間サービス利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------|---------|----|-------|-------|-------|-------|
| レクリエーション活動等支援事業（水泳教室） | 参加延べ人数 | 人 | 100 | 130 | 150 | 150 |
| 音の広報等発行事業 | 発行回数 | 回 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 音訳ボランティア養成事業 | 初級編受講者数 | 人 | 10 | 15 | 15 | 15 |
| 障がい者自動車運転免許取得費助成事業 | 利用者数 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 障がい者用自動車改造費助成事業 | 利用者数 | 人 | 1 | 2 | 2 | 2 |

(注) 令和2年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・音の広報等発行事業、音訳ボランティア養成事業は社会福祉協議会に委託して実施します。
- ・障がい者自動車運転免許取得費助成事業および障がい者用自動車改造費助成事業については、必要に応じたサービス利用が継続して確保されるものと考えます。

3 地域生活支援促進事業

障がい者虐待防止対策支援事業、成年後見制度普及啓発事業等は、国が促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置付けています。

【サービス量の見込み】

成年後見制度普及啓発事業については、令和元年度から実施しています。

図表5-33 地域生活支援促進事業の年間サービス利用量の見込み

| 区 分 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------------|--------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 障がい者虐待防止対策支援事業 | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 成年後見制度普及啓発事業 | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 発達障害 児者およ び家族等 支援事業 | ペアレントトレーニング等の 受講者数(人) | — | 4 | 4 | 4 |
| | ペアレントメンターの人数 (人) | — | — | — | 1 |
| | ピアサポートの活動への参 加人数(人) | — | — | — | 1 |

【サービスの確保策】

- ・障がい者虐待防止対策支援事業については、高齢者の虐待防止ネットワークと連携し、早期発見、迅速な対応に努めるとともに、その後の適切な支援を行います。
- ・「米原市成年後見制度利用促進計画」に沿って、米原市権利擁護センターを中心に啓発活動を推進します。
- ・保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を実施し発達障がい者およびその家族等に対する支援体制を確保していきます。

5-3 障がい児支援

障がい児支援に係るサービスについては、児童福祉法に基づく障害児通所支援等だけでなく、全ての子どもを対象とする一般施策と、障がいのある児童を対象とする専門的な支援施策の相互の連携を強化するため、認可保育所・認定こども園・幼稚園、放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入れについても記載しています。

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

【サービス量の見込み】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため利用を避けた方がおられたことにより利用が減少していますが、令和元年度までは増加傾向であり、おおむね60人台で推移していることから、毎年度1人の増加を見込んでいます。

図表5-34 児童発達支援の1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|------|----|-------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援 | 利用者数 | 人 | 45 | 63 | 64 | 65 |
| | 利用日数 | 日 | 163 | 239 | 247 | 255 |

(注) 令和2年度は見込み

【サービスの確保策】

・「児童発達支援センターてらす」を中心にサービスを提供していきます。

(2) 医療型児童発達支援

【サービス量の見込み】

医療型児童発達支援については、提供体制が整っていないこともあり、これまで利用実績はありません。提供体制の確保に努めることとし、令和5年度に1人の利用を見込んでいます。

図表5-35 医療型児童発達支援の1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|------|----|-------|-------|-------|-------|
| 医療型児童発達支援 | 利用者数 | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 利用日数 | 日 | 0 | 0 | 0 | 23 |

【サービスの確保策】

- ・「児童発達支援センターてらす」内の〈児童発達支援ひまわり〉において、医療ケアの必要な重症心身障がい児の療育を行っています。
- ・近江診療所との連携の強化、必要な人材の確保等について検討していきます。

(3) 放課後等デイサービス

【サービス量の見込み】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため利用を避けた方がおられたことにより利用が減少していますが、令和元年度までは大幅な利用増が続いていることから、しばらくは増加傾向が続くと予測し、令和5年度には78人の利用を見込んでいます。

図表5-36 放課後等デイサービスの1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|------|----|-------|-------|-------|-------|
| 放課後等デイサービス | 利用者数 | 人 | 45 | 70 | 74 | 78 |
| | 利用日数 | 日 | 319 | 551 | 579 | 608 |

(注) 令和2年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・令和3年度に生活介護・放課後等デイサービス・短期入所（ショートステイ）等の複合事業所が開所します。
- ・「児童発達支援センターてらす」に設けられている「放課後等デイサービスたいよう」のほか、隣接市での民間事業所が増加しており、おおむね対応は可能と考えます。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

【サービス量の見込み】

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児に、発達支援を受ける機会を提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

図表 5-37 居宅訪問型児童発達支援の1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|------|----|-------|-------|-------|-------|
| 居宅訪問型児童 発達支援 | 利用者数 | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 利用日数 | 日 | 0 | 0 | 0 | 23 |

【サービスの確保策】

- ・「児童発達支援センターてらす」を中心にサービスを提供します。
- ・市内には居宅訪問型児童発達支援として指定を受けた施設はありませんが、児童発達支援センターてらす内の〈児童発達支援ひまわり〉において、新規ケースの受け入れ時に、家庭を訪問しての家庭療育を実施しています。

(5) 保育所等訪問支援

【サービス量の見込み】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため利用を避けた方がおられたことにより利用が減少していますが、令和元年度までは大幅な利用増が続いていることから、しばらくは増加傾向が続くと予測し、令和5年度には47人の利用を見込んでいます。

図表 5-38 保育所等訪問支援の1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|------|----|-------|-------|-------|-------|
| 保育所等訪問支 援 | 利用者数 | 人 | 13 | 36 | 41 | 47 |
| | 利用日数 | 日 | 13 | 36 | 41 | 47 |

(注) 令和2年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・「児童発達支援センターてらす」を中心にサービスを提供します。
- ・保育所・幼稚園だけでなく、小学校、中学校、高校まで利用できるサービスであることから、学校等との連携を強化して円滑な利用を図ります。

2 障害児相談支援

【サービス量の見込み】

障害児通所支援の利用者数を参考として、サービス利用の増加を勘案して見込んでいます。

図表5-39 障害児相談支援の1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|------|----|-------|-------|-------|-------|
| 障害児相談支援 | 利用者数 | 人 | 26 | 40 | 60 | 80 |

(注) 令和2年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・「児童発達支援センターてらす」を中心にサービスを提供します。

3 障がい児の子ども・子育て支援等

【サービス量の見込み】

各サービスの現在の受入れ状況を参考として見込んでいます。

図表5-40 障がい児の子ども・子育て支援等の1か月当たり利用量の見込み

| 区 分 | 単位 | 利用ニーズを踏まえた必要な見込み量 | 定量的な目標（見込み） | | |
|----------|----|-------------------|-------------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認可保育所 | 人 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 認定こども園 | | 61 | 61 | 61 | 61 |
| 放課後児童クラブ | | 70 | 70 | 70 | 70 |
| 幼稚園 | | 3 | 3 | 3 | 3 |

(注) 「利用ニーズを踏まえた必要な見込み量」は、令和2年度4月1日時点の数値

【サービスの確保策】

- ・保育士等の追加配置、看護師等の配置、保育所等訪問支援の充実、施設等の充実を図ることなどにより、保育所・認定こども園、幼稚園における障がいのある児童の受入れを促進します。
- ・支援員等の追加配置、保育所等訪問支援の充実、施設等の充実を図ることなどにより、放課後児童クラブにおいて、障がいのある児童を可能な限り受入れます。



第6章 米原市の独自施策

1 手と手をつなぐ 米原市手話言語条例に基づいた施策の推進

(1) 手と手をつなぐ 米原市手話言語条例

平成30年4月1日に、手と手をつなぐ 米原市手話言語条例を、県内で2番目に施行しました。この条例は、手話を1つの言語として、誰もが当たり前の手話を使えるまちを目指しています。

(2) 手と手をつなぐ 米原市手話言語条例に関する施策の推進方針

平成31年3月には、条例に規定する施策の推進方針を策定しました。以後、この方針に基づいて、手話に関わる様々な施策を進めています。

《施策の推進方針7つの項目》

- ① 手話の普及・啓発
- ② 手話の獲得・習得機会の確保
- ③ 手話による情報発信
- ④ 手話による意思疎通支援の拡充
- ⑤ 災害時の体制整備
- ⑥ 手話と手話の歴史の保存
- ⑦ 手話に関わる会議の開催

(3) 手話施策推進会議

手話施策推進会議を開催し、施策の推進方針の策定、実施状況の点検その他手話に関する施策の推進に関する事項について様々な立場の委員から意見を聴いています。また、作業部会を設け、具体的、専門的に取り組む必要がある事項について協議を進めています。

作業部会では、平成30年度は手話施策推進方針の作成を中心に、令和元年度と令和2年度は、手話出前講座で使用するテキストの作成に向けて協議を重ねました。今後は、指導者の育成を図るため、指導案やマニュアル等の作成にも取り組んでいく予定です。

(4) 主な施策の内容

- ① 手話通訳者の設置、派遣および遠隔手話サービスの実施
- ② 手話奉仕員養成講座の開催
- ③ 小中学校等での手話出前講座（手話の体験学習）の実施

-
- ④ 手話の啓発講座および啓発イベントの開催
 - ⑤ 伊吹山テレビにおける啓発番組の作製
 - ⑥ 手話奉仕員養成講師講座受講料の補助

2 重症心身障がい児者への支援策

(1) 介護保険サービスと連携した重症心身障がい児者レスパイト施設の整備

重症心身障がい等により看護などの医療的ケアが必要な状態であっても、地域で暮らし続けられる環境を構築することを目的として、県への要望等を含め、看護などの医療的ケアへの対応可能なサービスの整備に取り組んでいます。

現在、市内の社会福祉法人ひだまりが、看護小規模多機能居宅介護事業所（介護保険）と、重症心身障がい児（者）等を対象とした看護などの医療的ケアに対応可能な重症心身障がい児者レスパイト施設（障がい福祉）等の複合施設の整備を進めており、市有地の無償貸与などの支援を実施しています。

(2) 重症心身障がい児者医療移送費補助金交付事業

米原市内には病院施設がなく、また、2次医療圏である湖北圏域においても、医療が必要な重症心身障がい児者のレスパイト入院等を受け入れる病床は限られています。加えて、医療が必要な重症心身障がい児者を受け入れる医療施設、短期入所施設は県南部に集中しており、市内の自宅で暮らす重症心身障がい児者は、片道1時間以上をかけて移動する必要があります。また、医療が必要な重症心身障がい児者の移送には、喀痰吸引等が必要となることから家族での移送が困難な場合もあります。

このため、医療サービス等の必要なサービスが整備されるまでの当面の対応策として、市内在住の重症心身障がい児者が、民間救急車を利用して県南部等の医療機関を受診した際の移送費用について、年6回を上限として補助する事業を実施しています。

3 その他

(1) 強度行動障がい者を受入れる生活介護事業所への支援

重度の自閉症等のため、強度の行動障がいのある人の在宅生活の支援を図るため、強度行動障がい者の支援を行う通所事業所を運営する社会福祉法人に対して、生活支援員等を指定基準以上配置する経費、強度行動障がい者への対応方法について専門研修を受ける経費等を補助しています（1法人1事業所限り）。

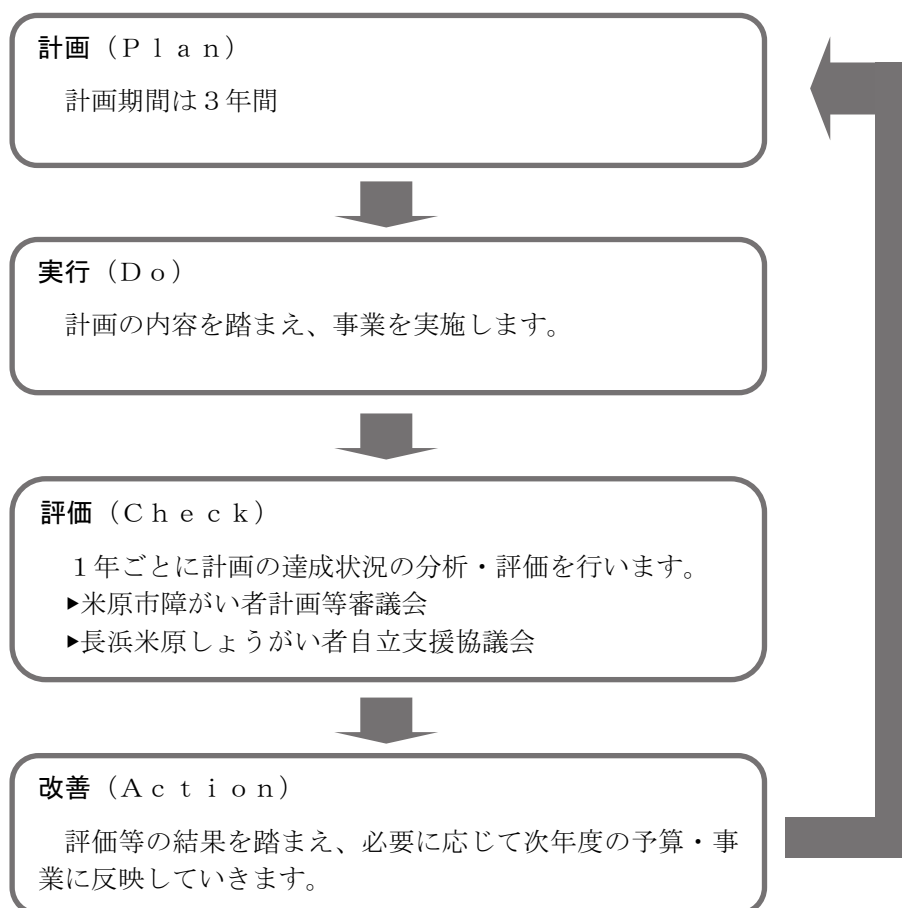
◆計画の推進

1 米原市障がい者計画等審議会の実施

障がいのある人とその家族など当事者、福祉、保健、教育および就労等の関係者で現状や改善に向けての審議会を実施し、計画の進捗状況进行评估するとともに、施策の実施方法等について協議を行います。

2 PDCAサイクルの活用

米原市障がい者計画等審議会を開催する中で取組状況を把握し、分析・評価を行うとともに、評価結果を次年度の予算に反映させ、計画の実効性を高めていきます。



◆資 料

1 計画の策定経過

| 年 月 日 | 事 項 | 内 容 |
|------------------------|-----------------------------------|--|
| 令和2年9月29日 | 第1回米原市障がい者計画等審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長および副会長の選出 ・米原市障がい者計画等審議会について ・米原市障がい者計画等審議会の公開について ・障がい者施策における国の動きについて ・米原市障がい福祉計画および障がい児福祉計画策定について ・障がい者差別の解消について |
| 令和2年11月30日 | 第2回米原市障がい者計画等審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・第6期米原市障がい児福祉計画および第2期障がい児福祉計画素案について |
| 令和3年1月5日～ 令和3年1月25日 | パブリックコメント | |
| 令和3年2月12日 | 最終案の書面評決 (新型コロナウイルス感染症拡大防止による) | <ul style="list-style-type: none"> ・第6期米原市障がい児福祉計画および第2期障がい児福祉計画最終案の書面評決について |

2 米原市障がい者計画等審議会委員名簿

【順不同、敬称略】

| 氏名 | 所属団体等 | 備考 |
|---------|-----------------------------------|---------------|
| ◎ 福井 久 | 社会福祉法人ひだまり | 学識経験を有する者 |
| 橋爪 聖子 | 湖北健康福祉事務所 | 障がい福祉関係機関の代表者 |
| 松本 正志 | 長浜米原しょうがい者自立支援協議会 (湖北みみの里) | |
| ○ 橋本文 男 | 長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター | |
| 下川 並子 | 障害者支援センターそら (社会福祉法人ひかり福祉会) | |
| 井下山 貴 | ライフまいばら (社会福祉法人湖北会) | |
| 的場 知子 | 障がい者相談支援センターほたる (米原市社会福祉協議会) | |
| 田邊 理恵子 | 地域アドボケーター | |
| 中瀬 弘士 | 米原市地域包括医療福祉センターふくしあ | |
| 神田 章平 | 滋賀県立長浜養護学校伊吹分教室 | 教育関係機関の代表者 |
| 崎 邊 将 | 長浜職業安定所 | 商工・労働関係機関の代表者 |
| 長谷川 綱雄 | 米原市障害者福祉協会 | 障がい者福祉団体等の代表者 |
| 市川 正太 | 長浜米原しょうがい者自立支援協議会 重介護・医療ケア検討部会 | |

◎会長 ○副会長

第6期 米原市障がい福祉計画
第2期 米原市障がい児福祉計画

令和3年(2021年)3月 発行

発行者 米原市

編集 健康福祉部社会福祉課

〒521-0292 米原市長岡1206番地

☎ 0749-55-8102 FAX 0749-55-8130

【令和3年5月以降】

くらし支援部社会福祉課

〒521-8501 米原市米原1016番地

☎ 0749-53-5123 FAX 0749-53-5119

